

第七十四回
貴族議會

輕金屬製造事業法案特別委員會議事速記錄第四號

昭和十四年三月二十三日(木曜日)午前十

時十五分開會

○委員長(伯爵橋本實斐君)　只今ヨリ本日

八會議天開半不

「アルミニウム及マグネシウム關係資料」
ノ四枚目ノ、住友「アルミニウム」製錬株
式會社ノ製造方法ノ欄ニ「(アルミナ)バイ
ヤー法」トアリ、次ノ五枚目ノ住友化學工業

株式會社ノ製造方法ノ欄ニハ「(電解)ホール法」トアリマスガ、是ハボウ云フノデゴザイマセウカ

〔副委員長眞野文一君委員長席ニ著ク〕

友アルミニウム製鍊株式會社ト住友化學工業株式會社トノ製造方法ノ欄ガ入レ違ヒニ

○男爵伊藤一郎君 ソレカラモウ一つ伺ヒ
ナシテ居リマス 日刷ノ間違テニサイマフ

マス、此ノ電解ニ必要デアル所ノ「ピッチ・
コードス」、詰リ配分ノ極ク少イ電極ダトカ
其ノ他ノ材料トナル「ピッチ・コードス」、此
ノモノハ數量ノ點カラ言ツテモ、又此ノ生産
費ノ大キナ「ファクター」ヲナシテ居ル點カ
ラ言ツテモ、其ノ供給ハ非常ニ重要ナモノダ

ト思ヒマスガ、現在ハ兎ニ角、今度ノ日本
ノ増産計畫ガ完成スル場合ニ於テハ可ナリ
澤山ナ「ピッチ・コークス」、昨日長岡サンノ御
話二十數萬「トン」モ出來レバ、「ピッチ・コー
クス」ガ恐ラク十萬「トン」位要リハシナイ
カト思ヒマスガ、現在デモ一部ハ「アメリ
カ」カラ輸入シテ居ルヤウナ話ナンデスガ、
是ハ時局柄又不安モアリマスガ、ドウ云フ風
ニシテ此ノ手當ヲナサル御積リデセウカ知
ラ、尙モウ一ツ水晶石デスネ、ソレカラ人
造水晶石ノ原料トナル所ノ「シリカ」ノ極ク
少イ螢石、又「バイヤー」法ニ依ル曹達デス
ネ、サウ云フヤウナモノノ材料ニ付テハ、
モウチヤント御見込ガ御アリデセウカ知ラ、
尙今度出來マス共販會社デ以テ其ノ製造ニ
要スル所ノ材料ヲ手當ナサルト云フヤウナ
御話デスガ、此ノ會社デ以テサウ云フコト
ヲヤッテ、今ノ既設會社ナリ今度ノ新シイ日
本輕金屬ナンカニモ、サウ云フ方ノ手當ヲ
ナサル御積リデセウカ、チヨットソレヲ伺ヒ
マス

副產物デアリマシテ、從ツテ其ノ供給ニ相當
限度ガアリマス譯デアリマス、只今ノ所國
產ノミヂハ十分デゴザイマセヌノデ、北米
及ビ南洋等カラ輸入ヲ致シテ居リマス、今
後「アルミニウム」ノ增産ニ伴ヒマシテ、「ピッ
チ・コーケス」ガ非常ニ其ノ需要ガ殖エテ來
マスクトハ御説ノ通りデアリマス、一方製

テ「アーフリカ」方面カラ輸入ヲ致シテ居リマス、併シ是ハ朝鮮及ビ北支、中支方面ノ螢石ガ相當埋藏量ガゴザイマスノデ、之ヲ開發シテ行キマスレバ、今後ノ供給ハ相當間ニ合フノデハナイカト、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、曹達ニ付キマシテモ、是ハ「アルミニウム」若シクハ「マグネシウム」等ノ關係ノミナラズ、一般ニ化學工業ノ發達ニ伴ヒマシテ、其ノ需要ハ著シク増加シテ參ルノデアリマスガ、是モ一方北支等ニ於ケル

鹽ノ増産ガ計畫サレテ居リマスノデ、此ノ
鹽ノ増産ガ計畫通リ通ツテ行キマスレバ、曹
達ノ供給モ十分供給出來ル豫定ニナツテ居
リマス

○男爵肝付兼英君 只今迄各委員ヨリ色々
ノ御質問ガゴザイマシテ、政府ノ御答辯モ

アシタヤウテニサハマヌカ利ト致シマシテ
ハソレノ御質問中デ、今少シク最後ニ

確メテ置キタイ問題ガゴザイマスノデ、二

三ノ點ヲモウ一度シツコイヤウデゴザイマ
スガ、御伺ヒ致シテ見タイト思フノデス、

ソレハ輸入ノホリサイト」ト共ニ所謂國產原料ヲ以テ製造スル會社ノ方ノ獎勵ト云フ、一ツノ點ガ對立的ニ問題ニナッテ來テ居

ルヤウニ思ヒマスカラ、ドウモ其ノ邊ノ政
府ノ御意思ガハッキリ呑ミ込メナイ點ガア
ルヤウデゴザイマスガ、政府ハ兎ニ角國產
原料ヲ使フ會社ヲ獎勵スルノガ第一義デア
ル、今日軍ノ特殊ナ要求ニ依ツテ已ムヲ得ズ

輸入原料ヲ使ツテ居ルノダ、國產原料ヲ使フ
ノガ第一義デアルカドウカト云フ點ニ付
テ、今一應ハッキリシタ御答辯ヲ伺ツテ見タ
イト思ヒマス

○政府委員(東榮一君) 今後「アルミニウ
ム」及ビ「マグネシウム」ノ生產力ヲ擴充シ、
其ノ事業ヲ確立シテ行キマス爲ニ、國產ノ
原料ニ依ル製造ヲ十分研究シテ、其ノ事業
ノ確立ヲ圖ラナケレバナラスト云フコトヲ
根本方針トシマシテ、是ハ初メカラ政府ノ
決定シテ居ル所デアリマシテ、其ノ方針ニ
ハ何等變更ハゴザイマセヌ、唯差當ツテ目前
ノ需要ヲ充ス爲ニ、已ムヲ得ズ「ボーキサ
イト」ヲ輸入シテ製造スル方法モ急イデヤ
ノデアリマス

○男爵肝付兼英君 ソコデ國產原料ノ種類
デゴザイマスガ、色々御話ヲ承リマシタガ、
此ノ中ニハ礫土貢岩或ハ明礫石等モアルヤ
ウデゴザイマスガ、私承ル所ニ依ルト南洋
群島ノ「ボーキサイト」ト云フモノモ、相當

ニ考慮ノ中ニ入レテ宜イデハナイカト思ツテ
居リマスガ、南洋群島カラ出ル「ボーキサ
イト」ハ、國產原料ト同列ニ御考ニナルノデ
ゴザイマセウカ、其ノ點ヲ伺ツテ見タイト思

ヒマス

○政府委員(東榮一君) 南洋ノ「パラオ」ニ
產シマスル「ボーキサイト」ヲ用ヒテ「アル
ミニウム」ヲ製造スル計畫ハ、既ニ其ノ計
畫ガ立ツテ居リマシテ、其ノ鑛石ハ東洋「ア
ルミニウム」株式會社デ使フト云フ豫定ニ
ナツテ居リマシテ、是ハ既ニ昨年十一月資金
調整ノ許可ヲ致シマシテ、會社ノ設立ヲ終ツ
テ、今ハ工場ノ建設中デアリマス、是ハ勿
論同ジ「ボーキサイト」デモ外貨拂ヲ要シナイ
原料デアリマスカラ、我ガ國ニ取ツテ非常ニ
大切ナ原料ト考ヘテ居リマス

○男爵肝付兼英君 サウ致シマスト今後國
產ノ「ボーキサイト」ヲ原料トスル會社ノ増產
計畫ト云フコトニ關シマシテハ、他ノ「ボーキ
サイト」ヲ輸入會社ノ增產計畫ト云フヤウ
ナコトニ先ンジテ適當ナ考慮ヲシテ戴ク、ト
シタ場合ニ依ツテハ考慮シナクテハナラスト云
御考モ御持チゴザイマセウカ

○政府委員(東榮一君) 共販會社ガ出來マ
ノ南洋群島ノ「ボーキサイト」ニ對シテハ相
當ニ御考慮ニナツテ居ルト云フ御話ト、多少
御越旨ガ喰違フノデヤナイカト云フ風ニ考
ヘラレルノデゴザイマスガ、成程「ボーキサ
イト」其ノモノハ同ジデアルカモ知レマセ
ヌガ、片方ハ外國カラ入ルモノデアリ、片
方ハ國產品デアルト云フ所ニ、多少ノ區別
ヲ以テ御取扱ニナツテ然ルベキモノデハナ
カト、常識的ニ考ヘテモ考ヘラレマスガ、
其ノ邊モウ少シハッキリ承ツテ見タイト思ヒ

用スルノダト云フコトヲ考慮ノ中ニ入レテ、ソレ等
ノ事情ヲ考ヘマシテ、製品ノ買上價段ニ付
テモ考慮ヲシタ伊考ヘテ居リマスガ、「ボーキ
サイト」ヲ用ヒマスモノニ付キマシテ
ス

○男爵肝付兼英君 處デ此ノ法律ニ依ツテ、
長スルト云フ風ニ御考ヲ戴ケルト思フノデ
ゴザイマスガ、サウ云フ場合ニ例ヘバ共販
會社ガ原料ヲ御買入ニナルト云フ時ニ、南
洋群島カラ產シマスル「ボーキサイト」ノ如
キモノハ、他ノ輸入「ボーキサイト」ヨリモ
相當高イ値段デ御買取ニナルト云フヤウナ
ト云フコトノ區別ニ依リマシテ買上ノ價段
ヲ區別シヨウト云フ所迄ハ考ヘテ居リマセ
ヌ

○男爵肝付兼英君 サウ致シマスト、先程
ノ南洋群島ノ「ボーキサイト」ニ對シテハ相
當ニ御考慮ニナツテ居ルト云フ御話ト、多少
御越旨ガ喰違フノデヤナイカト云フ風ニ考
ヘラレルノデゴザイマスガ、成程「ボーキサ
イト」其ノモノハ同ジデアルカモ知レマセ
ヌガ、片方ハ外國カラ入ルモノデアリ、片
方ハ國產品デアルト云フ所ニ、多少ノ區別
ヲ以テ御取扱ニナツテ然ルベキモノデハナ
カト、常識的ニ考ヘテモ考ヘラレマスガ、
其ノ邊モウ少シハッキリ承ツテ見タイト思ヒ

洋産ノ「ボーキサイト」ガ十分全部ノ原料ヲ供給スルダケノ量ガアリマシテ、之ヲ開發シテ使用スレバ輸入「ボーキサイト」ヲ使用スル必要ガナイト云フヤウナコトニデモナリマスレバ、場合ニ依リマシテ輸入ヲ禁止スルトカ、或ハ輸入税ヲ取ルトカ云フコトモ考ヘラレルノ「デアリマスケレドモ、現在ノ所デハ「バラオ」產ノミデヘ到底供給ガ間ニ合ヒマセヌノデ、ソレ以外ノ「ボーキサイト」モ相當多量ニ輸入シテ「アルミニニューム」ヲ造ラナケレバナラヌ實情ニアリマスノデ、サウ云フコトハ考ヘテ居リマセヌ○男爵肝付兼英君　ドウモ其ノ御説明ハ私納得ガ出来ナイノデゴザイマシテ、成程「バラオ」カラ出マス原料ノ量ガ多少少イ、是ハ仰シャル迄モナク私モ容認致シマスガ、是ガ少イカラ特ニ考慮出來ナイト云フ理由ハナイノデ、少シデモ内地產ヲ、少イ中デモヨリ以上出スヤウニ致シテ使フコトニナレバ、此ノ非常時局ニ少シデモ金ヲ出サズニ濟ムト云フコトガアリ得ルノデ、國內デノソレノ利用價値ノ外ニ、國產品ヨリモ宜イモノガアルナラバ、之ニ相當ナ金ヲ掛けテ、少シデモ輸入品ヲ防グト云フ所ニ、片方ノ產金獎勵ノ御趣旨ト一致スルモノダラ

ウト思フノデアリマスガ、聞ク所ニ依リマ
スト、南洋群島ニ於キマシテモ、内輪ニ見
積ヅテモ「バラオ」ニハ二百萬トン、「ボナヘ」
デモ八十萬「トン」、「ヤップ」島ニハ五十萬
「トン」、其ノ他合計致シマシテモ彼此六百
萬「トン」位ノ「ボーキサイト」ガアルト云フ
コトデアリマス、後レ馳ナガラ之ヲ開發シ
テ、一日モ早ク少シデモ多量ニ之ヲ利用スル
ト云フコトガ今日ノ時局ヲ救フ所以ダト私
ハ思フ、サウ云フモノヲ獎勵ナサル爲ニ
ハ、數量ガ少イカラト云ツテ輸入品ト區別
シナイト仰シャルノハ、ドウモ私ハ政府ノ
御獎勵ノ御趣旨ニ反シハシナイカト思フノ
デアリマスガ、モウ一應一ツハッキリシタ御
答辯ヲ得タイト思ヒマス

ト云フヤウナコトヲ考ヘテ居リマセヌノデ
先程南洋産ノ「ボーキサイト」ヲ特ニ値段ヲ
高ク買フトカ、補助金ヲ出ストカ云フコト
ハ考ヘテ居ラスト、斯ウ申上ゲタノデアリ
マスガ、只今ノ所「ボーキサイト」ニ付キマ
シテハ、品質ニ多少違ヒガアリマシテモ、
大體ハモウ既ニ製造方法等モ決ッテ居リマ
シシ、其ノ生産品等ニ付キマシテモ大體同
様ニ考ヘラレマスノデ、特ニ之ヲ特別ナ他
ノ國產原料ト同ジヤウナ保護ヲシナケレバ
ナラヌ實情ニアルヤウニモ考ヘテ居リマセ
ヌノデ、サウ云フ特別ナ考ハ持ツテ居リマセ
ヌ、斯ウ云フコトヲ申上ガタ譯デアリマス
○男爵肝付兼英君 マダ御説明ノ中ニ私ニ
ピント來ナイ點ガアルノデアリマスガ、私
ハ「ボーキサイト」ノ輸入原料ニ對シテノテ
色々ナ制限ヲ設ケルト云フコトヲ、決シテ
希望シテ居ル譯デハナイ、必要ガアレバ御
輸入ニナルコトハ一向差支ナイ、又南洋產
デ以テ全部ヲ補ヒ得ナイコトモ知ッテ居リ
マスシ、又相當ナ部分デスラ補ヘナイコト
スラ知ッテ居リマスガ、斯クノ如キモノガア
ルモノヲ、一時モ早ク少シデモ餘計出サセ
ルト云フコトハ、是ハ政府デモ反對サレル
理由ハナイト思フ、何モ内地ノ其ノ他ノ國
產原料ト同ジヤウニ扱ヘトハ希望致シマセ

的立場デ、無理ヲシナケレバナラスト云コトニナルコトガ、少クトモ國產品ニ對テハドウモ獎勵ノ御趣旨ト違フノデハナリ、其處ニ多少有利ナ條件ヲ付ケテヤル云フコトガ獎勵ノ御趣旨ダト考ヘルノデアリマスガ、其ノ邊ガドウモ御答辯ニ依ツテ納得ガ出來ナイ點ガアルヤウニ思ヒマス、今一應伺シテ見タイト思ヒマス

○男爵肝付兼英君 大體私ノ質問ハ終了致
シマシタ

○男爵松田正之君 私ハ法文ニ付テ伺ヒ
スガ、第七條ニズット書イテゴザイマシテ、
輕金屬製造事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ
五年間免除スト云フヤウニナツテ居リマス
ガ、新シク出來マシタ會社ト既設會社トノ
間ニ、差別的待遇ヲシナイト云フ今迄ノ政
府ノ御説明ニ依リマスト、新シク出來マシ
タ會社ハ此ノ規定ニ依リマシテ五年間ノ所
得稅及ビ營業收益稅ヲ免除スル、然ルニ既
設會社ハ所得稅法ノ第十九條ニ依リマシ
テ、其ノ開業ノ翌年カラ三年間所得稅ト營
業收益稅ヲ免除スル、サウ致シマスト二年
ノ差ガ、新シイ會社ト既設ノ會社ノ間ニ差
別ガ出來マスガ、其ノ點ハドウ云フ風ナ御
考デアリマスカ

マセヌノデ、ソレニ對シテ五年間稅ノ免除ヲシヨウト云フノガ趣旨デアリマスノト、モウ一つハ現在既ニ設備ガ完了シマシテ、輕金屬ノ製造ニ從事シテ居リマスモノハ、最近迄ハナカヽ利益ヲ擧ゲルコトガ困難デアッタ會社モアリマスケレドモ、現在デハ既ニ何レモ相當ノ利益ヲ擧ゲテ、配當モ致シテ居ルノデアリマシテ、之ニ尙溯^ツテ免稅ノ特典ヲ與ヘルト云フコトハ、其ノ例モ餘リナイコトデアリマスシ、其ノ必要モナカラウト、斯ウ云フ考デ是ハ大藏當局ト相談ノ上斯ウ云フコトニ致シタ次第デゴザイマス

九條ニ於テ之ト同ジ……第七條ト同ジ規定ヲ作ツテ、サウシテ附則ヲ付ケテ居ナイノデス、サウシマスト矢張リ航空機デモ非常ニ必要デアリマスシ、此ノ輕金屬モ非常ニハチヨット考ヘラレナイヤウニ思ヒマスケレドモ、其ノ點ハドウデアリマスカ
○政府委員(東榮一君) 航空機製造事業法及ビ工作機械ノ製造事業法ニ多少本案ト違ツタ點ガゴザイマスノハ、私共モ承知シテ居リマスガ、ソレハ矢張リ輕金屬トハ事情ヲ異ニスル點モアルト云フコトヲ考ヘマシテ、サウ云フコトニナッテ居ルノデアリマス、先程モ申上ゲマシタヤウニ輕金屬ノ今後ノ擴張ハ、相當急速ニ無理ナ擴張ヲシナケレバリモ相當ゴザイマスノデ、サウ云フ點ヲ考ヘマシテ、今後新設若シクハ増設シマスモノニ付テハ五年間ノ免稅ヲ致シタ譯ニアリマス、從ツテ既設ノ會社ト雖モ、今後之ヲ増設シマス場合ニハ、其ノ部分ニ付キマシテハ矢張リ免稅ノ特典ガアル譯ニアリマシテ、現在既ニ製品ヲ出しシテ居リマシテ、之ニ依ツテ相當ノ利益ヲ擧ゲテ居リマスモノニ迄遡ツテ免稅ヲスルト云フコトハ、大體今日ノ實

情カラ申シテ其ノ必要ハナカラウト、斯ウ云フ考デ、斯ウ云フヤウニ致シタ次第デアリマス
○男爵松田正之君 之ヲ遡及シテ免稅スルト云フコトハ私ハ考ヘナイノデアリマス、ケレドモ同ジ航空事業法デ以テ恩典ガアッテ、此ノ輕金屬ニ恩典ガナイト云フノハ、聊カ不公平ノヤウニ考ヘラレルノデ、今ノ御質問ヲ致シタ譯デアリマス、何トカ此ノ救濟方法ヲ外ニ御考ヘニナツティラッシャイマセヌカ、法文ニ依ラズシテ何カ既設會社ニ、稅法ノ點ニ於テ何カ考ヘテ居ラレマス所考ヘテ居リマセヌ

○政府委員(東榮一君) 既設ノ會社ノ既ニ完成シタ設備ニ付キマシテハ、別ニ只今ノ所考ヘテ居リマセヌ

○男爵松田正之君 サウスルト製品ニ付テ買上ゲル時ニ、何カ御考ハナイノデアリマスカ、既設ノ……舊設ノ方ハ少シ高ク買ッテヤッテ、新設ノ方ハ安ク買ッテヤルト云フ風ナ御考ハナイデセウカ

○政府委員(東榮一君) 共販會社ガ出來タ場合ニ製品ノ買上値段ニ付キマシテ、只今考ヘテ居リマスコトハ、先程モ申上げマシタヤウニ所謂國產ノ原料ニ依ルモノニ付キマシテハ、初メノ中相當ノ考慮ヲシナケレリマス

バナルマイト考へテ居リマスガ、併シ同ジク「ボーキサイト」ヲ原料トスルモノデアリマシテモ、過去ニ於キマシテ相當其ノ製造方法等ニ研究ヲ積ミ、ソレ等ノ爲ニ非常ナ資本ノ投下モシテアル、其ノ爲ニ生産費が高イ、著シク高イト云フヤウナモノガアリマスレバ、其ノ研究ノ爲ニ餘分ニ注ギ込ンダ資本ノ償却ガ出來ル迄ハ、或ハ多少ノ考慮ヲシナケレバナラヌコトモアルカト存ジマスガ、只今ノ所デハサウ云フコトニ付テ、必ズサウシヨウト云フコトハ考へテ居リマセヌ、只今ノ所デハ寧ロサウ云フ會社モ、今ノ時局ニ遭遇シテ製品等モ相當高ク賣シテ居リマスシ、最近ハ相當利益ヲ擧ゲルヤウニナッテ來テ居リマスカラシテ、先ヅサウ云フ必要ハ、非常ニ差迫シテハナイノデハナイカト云フ風ニ考ヘテ居リマスガ、併シ今後サウ云フ事情ノ爲ニドウシテモ立行カヌト云フヤウナモノガアリマシタラ、考慮スル積リデ居リマス

○男爵松田正之君 大變有利ナヤウナ御説明ノヤウニモ伺ヒマスガ、成ルベク既設會社ハ今迄非常ニ苦勞シテ來タト云フコトヲ御考ヘ下サツテ、其ノ値段ヲ成ルベク有利ニ御定メニナツテ戴クト云フコトガ必要ダラウト思フノデアリマス、ソレデナケレバイツソ

ノコト、餘リ生産費ト云フコトバカリニ目當ヲ御置キニナラナイデ、生産費ヨリ割合ニ高ク買シテヤルト云フコトニナレバ、現在ノ生産費ハ新設會社ヨリモ既設會社ノ方ガ少イグラウト思ヒマスカラ、其ノ間ニ於テ幾分カ利益ガ擧ル、サウスレバ稅ノ方ニ於テ損ヨシテモ、其ノ點ハ「カバー」出來ヤシナイカト、斯ウ私ハ素人考デアリマスケレドモ、サウ云フヤウニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、餘リ生産費ヲ目當ニ安ク共販會社ニ買ハセナイト云フコトガ私ハ必要デヤナイカ、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘマス、是ハ私ノ意見見タイナモノデアリマシテ、御答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 一面ニ於キマシテ今後ハ成ルベク輕金屬ノ生産費ヲ引下ゲテ、サウシテ一般ニ之ヲ販賣致シマス値段モ下ゲテ行キタイ、斯ウ云フ考ヲ持シテ居リマス、ソレ等ノ點ト今後ノ輕金屬製造事業ノ健全ナル發達ト云フコトト、兩方ヲ睨ミ合セテ買上値段及ビ販賣値段ヲ決メテ行キタイト考ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 此ノ點ハ其ノ位ニ致シマシテ、ソレカラ今度ハ第三十四條ノ輕金屬事業委員會、是ハ勿論諮詢機關デセウネ、

ノコト、餘リ生産費ト云フコトバカリニ目當ヲ御置キニナラナイデ、生産費ヨリ割合ニ高ク買シテヤルト云フコトニナレバ、現在ノ生産費ハ新設會社ヨリモ既設會社ノ方ガ少イグラウト思ヒマスカラ、其ノ間ニ於テ幾分カ利益ガ擧ル、サウスレバ稅ノ方ニ於テ損ヨシテモ、其ノ點ハ「カバー」出來ヤシナイカト、斯ウ私ハ素人考デアリマスケレドモ、サウ云フヤウニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、餘リ生産費ヲ目當ニ安ク共販會社ニ買ハセナイト云フコトガ私ハ必要デヤナイカ、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘマス、是ハ私ノ意見見タイナモノデアリマシテ、御答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 私ハ是ハ構成上此ノ委員會ノ性質ハ諮詢機關デアルト、斯ウハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリマス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又決シテヤル譯ノモノデゴザイマセヌノデ、答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 一面ニ於キマシテシ違シテ居ルノデスガ、法律的ニ考ヘレバ議決機關デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 議決機關デアルカ

○男爵松田正之君 最近重要鑛物增產法ノ何カ委員會ガ確カアツタノデスガ、其ノ第十九條ニ重要鑛物委員會、是ト同ジヤウナ書

キ方ニナツテ居リマス、ソレカラ百貨店委員會デスガ、アレトハマルデ此ノ書キ方ガ違

ハ兩說アルヤウニ承知致シテ居リマス、只フ、其ノ點ガ兩方共矢張リ今工務局長ノ仰

申上ゲマシタノハ、實際ノ運用上ハ議決シヤッタヤウナ意味ノ委員會ナンカト……

○男爵松田正之君 少シ變ナ質問ニナルカモ知レマセヌガ、前

シヤウデスガ、政府ガ提案サレテ居ルノ

上ゲマシタ次第デゴザイマス

○男爵松田正之君 兩說アルト言フトヲカ

ニ質問シナケレバナラナイコトヲ質問シタ

ヤウナコトデ、昨年ノコトデスガ、同ジ性

デ、諮詢機關ノ意味デ提案サレテ、但シ其ノ議決ハ重ンズルト、斯ウ云フ風ニ考ヘラ

ルノガ本當デヤナイカト思ヒマスガ、兩方アルト云フト非常ニ後デ法律的ノ問題ガ

起ツタ場合ニ、御困リニナリハシマセヌカ

○政府委員(東榮一君) 員會ノ構成上ノ性質ト申シマスカ、ソレニ付キマシテハ是ハ二通リアルヤウデゴザイ

マス、是ハ決議機關デアルト云フ考ヘ方ト、

諮詢機關デアルト云フ考ヘ方ト兩方アルヤ

ハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリ

マス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會

デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云

フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又

決シテヤル譯ノモノデゴザイマセヌノデ、

答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 實際ノ運用上ハ議決機關ト同ジ働ク爲スモ

ノト考ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 サウスルト私ノ考ハ少

シ違シテ居ルノデスガ、法律的ニ考ヘレバ議

決機關デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 議決機關デアルカ

諸問機關デアルカト云フコトニ付テハ、實

会ニ申上ゲマシタノハ、實際ノ運用上ハ議決

シヤッタヤウナ意味ノ委員會ナンカト……

○男爵松田正之君 機關ト同ジニ働クデアラウト云フコトヲ申

上ゲマシタ次第デゴザイマス

○男爵松田正之君 兩說アルト言フトヲカ

ニ質問シナケレバナラナイコトヲ質問シタ

ヤウナコトデ、昨年ノコトデスガ、同ジ性

デ、諮詢機關ノ意味デ提案サレテ、但シ其

ノ議決ハ重ンズルト、斯ウ云フ風ニ考ヘラ

ルノガ本當デヤナイカト思ヒマスガ、兩

方アルト云フト非常ニ後デ法律的ノ問題ガ

起ツタ場合ニ、御困リニナリハシマセヌカ

○政府委員(東榮一君) 員會ノ構成上此ノ委員會ノ性質ハ諮詢機關デアルト、斯ウ

ハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリ

マス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會

デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云

フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又

決シテヤル譯ノモノデゴザイマセヌノデ、

答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 實際ノ運用上ハ議決機關ト同ジ働ク爲スモ

ノト考ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 サウスルト私ノ考ハ少

シ違シテ居ルノデスガ、法律的ニ考ヘレバ議

決機關デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 議決機關デアルカ

諸問機關デアルカト云フコトニ付テハ、實

会ニ申上ゲマシタノハ、實際ノ運用上ハ議決

シヤッタヤウナ意味ノ委員會ナンカト……

○男爵松田正之君 機關ト同ジニ働クデアラウト云フコトヲ申

上ゲマシタ次第デゴザイマス

○男爵松田正之君 兩說アルト言フトヲカ

ニ質問シナケレバナラナイコトヲ質問シタ

ヤウナコトデ、昨年ノコトデスガ、同ジ性

デ、諮詢機關ノ意味デ提案サレテ、但シ其

ノ議決ハ重ンズルト、斯ウ云フ風ニ考ヘラ

ルノガ本當デヤナイカト思ヒマスガ、兩

方アルト云フト非常ニ後デ法律的ノ問題ガ

起ツタ場合ニ、御困リニナリハシマセヌカ

○政府委員(東榮一君) 員會ノ構成上此ノ委員會ノ性質ハ諮詢機關デアルト、斯ウ

ハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリ

マス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會

デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云

フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又

決シテヤル譯ノモノデゴザイマセヌノデ、

答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 實際ノ運用上ハ議決機關ト同ジ働ク爲スモ

ノト考ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 サウスルト私ノ考ハ少

シ違シテ居ルノデスガ、法律的ニ考ヘレバ議

決機關デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 議決機關デアルカ

諸問機關デアルカト云フコトニ付テハ、實

会ニ申上ゲマシタノハ、實際ノ運用上ハ議決

シヤッタヤウナ意味ノ委員會ナンカト……

○男爵松田正之君 機關ト同ジニ働クデアラウト云フコトヲ申

上ゲマシタ次第デゴザイマス

○男爵松田正之君 兩說アルト言フトヲカ

ニ質問シナケレバナラナイコトヲ質問シタ

ヤウナコトデ、昨年ノコトデスガ、同ジ性

デ、諮詢機關ノ意味デ提案サレテ、但シ其

ノ議決ハ重ンズルト、斯ウ云フ風ニ考ヘラ

ルノガ本當デヤナイカト思ヒマスガ、兩

方アルト云フト非常ニ後デ法律的ノ問題ガ

起ツタ場合ニ、御困リニナリハシマセヌカ

○政府委員(東榮一君) 員會ノ構成上此ノ委員會ノ性質ハ諮詢機關デアルト、斯ウ

ハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリ

マス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會

デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云

フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又

決シテヤル譯ノモノデゴザイマセヌノデ、

答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 實際ノ運用上ハ議決機關ト同ジ働ク爲スモ

ノト考ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 サウスルト私ノ考ハ少

シ違シテ居ルノデスガ、法律的ニ考ヘレバ議

決機關デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 議決機關デアルカ

諸問機關デアルカト云フコトニ付テハ、實

会ニ申上ゲマシタノハ、實際ノ運用上ハ議決

シヤッタヤウナ意味ノ委員會ナンカト……

○男爵松田正之君 機關ト同ジニ働クデアラウト云フコトヲ申

上ゲマシタ次第デゴザイマス

○男爵松田正之君 兩說アルト言フトヲカ

ニ質問シナケレバナラナイコトヲ質問シタ

ヤウナコトデ、昨年ノコトデスガ、同ジ性

デ、諮詢機關ノ意味デ提案サレテ、但シ其

ノ議決ハ重ンズルト、斯ウ云フ風ニ考ヘラ

ルノガ本當デヤナイカト思ヒマスガ、兩

方アルト云フト非常ニ後デ法律的ノ問題ガ

起ツタ場合ニ、御困リニナリハシマセヌカ

○政府委員(東榮一君) 員會ノ構成上此ノ委員會ノ性質ハ諮詢機關デアルト、斯ウ

ハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリ

マス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會

デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云

フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又

決シテヤル譯ノモノデゴザイマセヌノデ、

答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 實際ノ運用上ハ議決機關ト同ジ働ク爲スモ

ノト考ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 サウスルト私ノ考ハ少

シ違シテ居ルノデスガ、法律的ニ考ヘレバ議

決機關デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 議決機關デアルカ

諸問機關デアルカト云フコトニ付テハ、實

会ニ申上ゲマシタノハ、實際ノ運用上ハ議決

シヤッタヤウナ意味ノ委員會ナンカト……

○男爵松田正之君 機關ト同ジニ働クデアラウト云フコトヲ申

上ゲマシタ次第デゴザイマス

○男爵松田正之君 兩說アルト言フトヲカ

ニ質問シナケレバナラナイコトヲ質問シタ

ヤウナコトデ、昨年ノコトデスガ、同ジ性

デ、諮詢機關ノ意味デ提案サレテ、但シ其

ノ議決ハ重ンズルト、斯ウ云フ風ニ考ヘラ

ルノガ本當デヤナイカト思ヒマスガ、兩

方アルト云フト非常ニ後デ法律的ノ問題ガ

起ツタ場合ニ、御困リニナリハシマセヌカ

○政府委員(東榮一君) 員會ノ構成上此ノ委員會ノ性質ハ諮詢機關デアルト、斯ウ

ハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリ

マス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會

デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云

フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又

決シテヤル譯ノモノデゴザイマセヌノデ、

答ヘ下サレバ結構デアリマスガ、御答ガナクトモ結構デアリマス

○政府委員(東榮一君) 實際ノ運用上ハ議決機關ト同ジ働ク爲スモ

ノト考ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 サウスルト私ノ考ハ少

シ違シテ居ルノデスガ、法律的ニ考ヘレバ議

決機關デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 議決機關デアルカ

諸問機關デアルカト云フコトニ付テハ、實

会ニ申上ゲマシタノハ、實際ノ運用上ハ議決

シヤッタヤウナ意味ノ委員會ナンカト……

○男爵松田正之君 機關ト同ジニ働クデアラウト云フコトヲ申

上ゲマシタ次第デゴザイマス

○男爵松田正之君 兩說アルト言フトヲカ

ニ質問シナケレバナラナイコトヲ質問シタ

ヤウナコトデ、昨年ノコトデスガ、同ジ性

デ、諮詢機關ノ意味デ提案サレテ、但シ其

ノ議決ハ重ンズルト、斯ウ云フ風ニ考ヘラ

ルノガ本當デヤナイカト思ヒマスガ、兩

方アルト云フト非常ニ後デ法律的ノ問題ガ

起ツタ場合ニ、御困リニナリハシマセヌカ

○政府委員(東榮一君) 員會ノ構成上此ノ委員會ノ性質ハ諮詢機關デアルト、斯ウ

ハ、斯ウ云フ委員會ヲ設ケマシテ、サウシテ此ノ法律ニ「議ヲ經ベシ」ト云フ規定ガアリ

マス以上、其ノ委員會ニ付議シテ、委員會

デ否決サレタモノヲ反對ノ處置ヲスルト云

フコトハ實際出來ヌコトデアリマシシ、又

ガ……

○政府委員(東榮一君) 私ハ同ジヤウニ考

ヘテ居リマス

○男爵松田正之君 モウ一點、是ハ又戻リ

マスケレドモ、第七條ノ「政府ノ指定スル期

間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備」、此ノ

「以上」ト云フノハドウ云フ意味デスカ

○政府委員(東榮一君) 餘リ小サナモノニ

付キマシテ迄サウ云フ特典ヲ與ヘル必要ハ

ナイト、斯ウ考ヘマシテ、大體今考ヘテ居リ

マス所デハ、「アルミニウム」ノ三千「トン」

以上、「アルミナ」六千「トン」以上、「マグ

ネシウム」六百「トン」以上ノ年産ノ設備ニ

付キマシテ免稅ヲスルコトニ考ヘテ居リマ

スカ

○男爵松田正之君 サウスルト生産量ヲ單

位トシテ、ソレ以上ト云フ意味ニナルノデ

スカ

○政府委員(東榮一君) 左様デゴザイマス

○男爵松田正之君 ソレハ勅令デ皆數字ヲ

御舉ゲニナル御積リデゴザイマスカ

○政府委員(東榮一君) 左様デゴザイマス

○男爵松田正之君 能ク分リマシタ、私ノ

質問ハ是デ打切りマス

○小野耕一君 「マグネシウム」原料トシテ

大分北支ノ方カラ苦汁ノ濃縮シタモノガア

ルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、ソレヲ

内地ニ持ツテ來ルノニ對シテ消費稅ノヤウ

ナモノデ十六圓、輸出稅トシテ約二圓二十

錢位拂ハナケレバナラヌコトト思フノデ

工業鹽ノ方デハ本年ハ一「トン」三圓二十錢

位、其ノ外ニハ十錢若シクハ二十錢附クト

云フコトデスガ、大變其處ニ開キガ多イヤ

ウニ思フノデスガ、斯ウ云フヤウナモノガ

澤山出來ルトスレバ、「マグネシウム」原料

トシテモ非常ニ宜イコトデヤナイカト思ハ

レルノデスガ、政府ニ於テハ之ヲ矢張リ工

業鹽同様、若シクハ以下ノ稅金ヲ拂ツテ内

地ニ持ツテ來サセルヤウナ御考ハアリマス

マイカ、如何ナモノデゴザイマセウカ

○政府委員(東榮一君) 苦汁ニ付キマシテ

ハ輸出稅ガナイト私共思ツテ居リマスノデス

ケレドモ、只今ノ御話デ若シサウ云フモノ

ガアリマスレバ、是ハ十分研究致シマシテ、

斯ウ云フ工業用原料ニ付テハ成ルベク之ヲ

課セナイヤウニ考ヘタイト思ヒマス

○小野耕一君 次ニ此ノ條文ノ第十八條ノ

終ヒニ「製造方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得」

ト云フノガアルノデスガ、既設會社若シク

ハ新設會社ノ此ノ方法ニ依ツテ營業ヲシテ

居ルモノガ、其ノ方法ヨリモ良イ方法ガ政

法ノ、良イ方法デスカ、或ハ正シイ方法デスカラ持ツテ居ル人ノ權利トカ色々モノガ其處ニアッテ、容易ニ此ノ既設會社ノ方デ使ハセナイト云フヤウナ場合ガ起リハシナイカト思フノデスガ……

○政府委員(東榮一君) 新シイ輕金屬ノ製造方法等ガ發明サレマシテ、其ノ方法ニ依ルコトガ非常ニ宜シトイト云フ場合ニハ、成ルベク之ヲ一般ニ使用サセタイト思フノデアリマス、只今ノ御話ハ特許權ガアル場合ニハドウスルカト云フ御質問カト存ジマスガ、サウ云フ場合ニハ特許權ヲ國ヘ之ヲ收回シテ致シマシタ場合ヲ考ヘテ居ルノデアリマシテ、更ニ進歩シタ方法ニ依ツテ製造スルコトヲ命ジテ、ソレニ依ツテ生產技術ガ進歩シテ良イ製品ガ廉價ニ出來ルト云フヤウナコトデアリマスレバ、其ノ問題ハ先づ起リマセヌシ、從ツテ自分デ良イ方法ヲ考ヘ出シシメルト云フコトモ考ヘラレルコトデゴザイマス

○政府委員(東榮一君) 尚此ノ方法ヲ變更シタ場合ニ損ヲシタ場合ハ、二十條ニ依ツテ政府ガ補償シテヤルト云フ御話デアリマスガ、ソレガ化學工業見タイナモノハ一日々々進歩シテ行クモノデスカラ、自分ノ所デ研究シテ

○小野耕一君 私ノ質問ハ是デ終リマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 何カ御質問ゴザイマスカ

○男爵肝付兼英君 私ハ此ノ技術者問題ニ付テチヨット御伺ヒシテ見タイノデゴザイ

マスガ、輕金屬製造事業ハ勿論デゴザイマスガ、ソレヲ過去ニ於テモ又今後ニ於テモ

色々な、殊ニ此ノ化學工業方面ガ相當ニ確立サレルコトニナラウト思ヒマスカラ、是等ノ事業ニ携ハル技術者ト云フモノハ相當ニ重要デアルノミナラズ、其ノ蔭ニハ非常ナ勞苦ガアルト云フコトモ、常ニ御考ヲ願ツテ置キタイト思フノデゴザイマス、一一ノ實例ヲ私ハ申上ゲテ見タイト思ヒマス、今日燃料國策ノ第一線ニ相當ナ役割ヲ演ジテ居リマスル例ノ満鐵ノ「オイルシェール」等ニ付キマシテ、アレガ今日國策上相當ノ貢獻ヲ致シテ居リマス、其ノ過去ニヘ可ナリノ勞苦ガアルノデアリマス、アレヲ最初計畫致シマシタ時ニハ、當面ノ責任ノ技師ガ「ロンドン」ニ参リ、或ハ「ベルリン」ニ参リマシテ、低溫乾溜法ノ研究ヲ相當ニ致シマシテ、其ノ結果自己ノ發明ニ係ル特殊ナ製造方法ニ依ッテ、撫順デ「オイルシェール」ノ製造ヲ始メタノデアリマスガ、思フヤ痛感致シマシテ、遂ニ成功スル一步手掛ルシ、旁々有ラユル方面カラノ責任ヲウニ参リマセヌ、金ハ掛ルシ、時間ハ前デ自殺フサレタ實例ガゴザイマス、今日「オイルシェール」工場ノ眞ン中ニ其ノ人ノ銅像ガ立ツテ居リマシテ、其ノ功績ヲ永ク記念致シテ居ルノデゴザイマスガ、左様ナ犠牲者モ蔭ニハコザイマス、

又今日液體燃料ガ國策ノ線ニ踊リ出シテ、
各方面デ研究ヲ致シテ居リマスガ、満鐵ノ
中央研究所ノ燃料課長ヲ致シテ居リマス某
博士ノ如キハ、此ノ液體燃料ノ研究ノ爲ニ、
之ニ要シマスル觸媒、所謂「キヤタライ
ザー」如キハ、千三百種モ取扱ッテ研究ヲ致
シマシタ、一ツノ「キヤタライザー」ニ付數
箇月或ハ一年餘モ掛ルヤウナモノモアラウ
ト思ヒマスガ、左様ナ厄介ナモノヲ千三百
種類モ研究ヲ致シテ、漸クタック一ツノ最モ
能率ノ良イ「キヤタライザー」ヲ發見シタ、
又其ノ間ニ於テハ、高壓工業デゴザイマス
カラ隨分危險ヲ伴ヒマシテ、或時ノ如キハ
自分ガ退イタ瞬間ニ大爆發ヲ致シマシテ、
研究致シマシテ、サウシテ今日ノ成功ヲ見
テ參ッタノデゴザイマス、處ガ成功シタカラ
ト云ツテ、何時デモ斯ウ云フ事業ヲ相當ナ規
模デ以テ計畫シテ、ソレガ豫定ノ計畫通り
スラ～ト行クモノデヤナイノデアリマス、
例ヘバ或大キナ會社ガ外國ノ「パテント」ヲ
買ツテ内地へ持ツテ來ル場合デモ、向フカラ
ソレニ技師ガ附イテ來テ之ヲ建設致シマシ
テモ、決シテスラ～是ガ運行致シマセス、
場合ニ依ツテハ到頭外國ノ技師モ投ゲテシ

マツテ、改メテ内地ノ技師ガ引受ケテ、數年後ニ漸ク是ガ運轉ヲ開始シ能率ヲ擧ゲルヤアリマス、サウ云フ事實カラ見マシテ、今日國策上相當ナ能力ヲ必要トスルカラト云ッテ無謀ナ計畫ヲ立テ、サウシテ之ヲ技術者ニ強要スルト云フコトニナリマスト、技術者ノ責任ハ益々重クナルト共ニ、其ノ責任ヲ痛感スル餘リ、或ハ又其處ニ思ハザル犠牲者ヲ出サナイトモ限ラナイノデゴザイマス、犠牲者ヲ出サナイトシテモ、ソレガ成功シタ蔭ニハ技術者ノ非常ナ努力ガアルト云フコトヲ、常ニ御考慮ニ入レテ置イテ戴キタ伊トイ思フノデゴザイマスガ、斯ウ云フ點ニ付テ政府ハ如何様ニ御考ニナッテオイデゴザイマセウカ、一應伺ツテ置キタイト思ヒマス

○男爵肝付兼英君 誠ニ結構ナ御考デゴザ
イマシテ、是非一ツ技術者ト云フモノヲ相
當ニ重要視シテ戴キタイト思フノデゴザイ
マス、私昨年撫順ヘ参リマシテ日満「アル
ミニウム」ノ新設計畫ノ内容ヲスッカリ拜見
致シタノデゴザイマスガ、アソコノ最初ノ
設備ハ〇〇「トン」ノ計畫ノヤウデゴザイマ
シタ、其ノ計畫ニ基イテ著手致サレテ居ル
ノデゴザイマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ
先程申上ダマシテ通り、之ガ完成ニ付テハ
到底豫定計畫ノ一年ヤ二年デ完成スルモノハ
デヤナイト私ハ思ヒマス、其ノ能率ヲ完全
ニ擧ゲル迄ニハ少クトモ十年近クノ年月ガ
掛ルノデヤナイト思ヒマス、特ニア、云
フ新方法ニ依ツテ致マス工業ト云フモノハ、
ナカヽ能率ガ擧ラナイノデアリマス、ソ
レガマダ設備ガ完成シナイ中ニ増産ヲ命ぜラ
レマシテ、マダ片方ノ「テスト」モ済マナイ中ニ、直
チニソレヲ何倍ニ増産スペシト云フ命令ガ參リ
マシテ、技術者ハ天手古舞ヲシテ增産計畫ヲ
致シテハ居リマスケレドモ、其ノ技術者ハ
將來ニ對シテ非常ナ不安ヲ實ハ感ジテ居ル
ノデゴザイマス、口デハ相當ナ自信ガアルト
申シテハ居リマスガ、内心ハ非常ニ不安ヲ
ヘテ居リマス

シテ居ルコレテアリテ思フノアリマス、斯カル點ヲ十分考慮致シマシテ、其處ノ技師長其ノ他ノ方々ニ御目ニ懸ツタ時ニ、私ガ拜見致シマスト相當ニ御苦心ガアルヤウデアルガ、是ガ本當ニ運行シテ相當能率ヲ擧ゲル爲ニハ少クトモ十年ハ掛ルダラウト云フコトヲ御話致シマシタ處ガ、其ノ技師長ハ涙ヲボロ／＼流シテ喜バレマシテ、貴族院ニモ是程理解シテ吳レル人ガアラウト云フコトハ今迄考へナカッタ、實ニ有難イト言ツテ、涙ヲ流シテ喜バレタコトガアルノデゴザイマス、斯ウ云フ點ニ付テモ政府ハ十分技術者ノ心情ヲ此ノ上トモ御察シ下サイマシテ、無謀ナ責任ヲ負ハセナイヤウニ御自重アリタイト云フコトヲ、此ノ際希望トシテ申上ゲテ置キマス、私ノ質問ハ是デ終リマス

ニ立法ノ精神大徹底シテ居リマスクレトモ
運用ノ時代ニナルト當局ガ迭フレル場合モ
アリマスルシ、又數年後ニナリマスト、此
ノ立法ノ御趣旨ガ部下ニドウモ徹底シナイン
ノデアリマス、殊ニ其ノ感ハ技術者ニアル
デアリマス、技術者尊重ノ御質問モザイ
ト私ハ思フ、技術者ニ趣旨ガ徹底シナイン
マシタガ、斯ウ云フ法ノ運用ニナリマスト、
技術者ガ一番分ラナイノデゴザイマス、實
際問題トシテハサウナノデゴザイマス、ト
云フノハ例ヘバ第三條ニアリマスヤウニ、
「前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以
テ之ヲ定ム」ト云フヤウナ此ノ事項ヲ、技術
者ノ方デハ極ク在來ノ狭イ考デ「カテゴ
リー」ヲ捨ヘテシマツテ、其ノ「カテゴリー」ニ
依ッテ許可ヲシヨウトシマス爲ニ、立法ノ精
神ガ失ハレルト云フコトガアルノデゴザイ
マス、今迄ノ事業法ハ殆ド悉クサウデアリ
マス、今度ノ輕金屬製造事業法デハ、是非
ト云フコトハドウ云フコトデアルカト言フ
ト、結局此ノ度ノ國產ノ原料ニ依ル製造方法、
是ハ新規ノモノニ對シテハ優先的ニ許可ヲ
サウデゴザイマセヌト云フト、モウ今日ハ
マダ足リマセヌケレドモ、今十分出來テ居

ル 是レ以上折ヘテレタラ既存ノ會社ハ迷惑ト云フヤウナコトガ起シテ來マシテ、或ハ粗製濫造ニナルト云フヤウナコトカラシマシテ、許可ヲスルコトヲ躊躇シテ居ラレナイデモ、或ハ何時迄モ握ッテ居ラレルト云フデ以テ明カニ國產原料ヲ用フル製造事業ニ付テハ、是ハモウ何時デモ、ドンナ場合デモ許可スルンダト云フコトヲ明カニシテ置キマセヌト云フト、此ノ法ガ運用セラレタ時ニ私ハ非常ニ其ノ點ガ誤ラレルト思フ、ドウカ此ノ事ニ關シテノ御考ガゴザイマセヌデセウカ、決シテ新シク出テ來ルモノニ斯ンナ保護ハ要ラナイ、保護ヲ受ケナクテモチットモ差支ナイ、自分ハ自分デ研究シタコトデ以テ新ラシイ方法デヤレバ、在來ヨリモコトヲ確信シテモ、三千「トン」以上ノモノノモット「コスト」ガ下ルモノガ出來ルト云フハ製造ヲ許サレナイト云フコトニナリマスト、何時迄モ三千「トン」デ我慢シテ居ナケレバナラヌ、「アルミニウム」ハ御承知ノ通り現ノ經濟單位ハ一萬「トン」ト謂ハレテ居ル、ソレニ對シテモ三千「トン」シカ自由企業ガ許サレマセヌカラ、今ノヤウナ場合ニハ一生ヲ營マウトシテモ、三千「トン」以上ノコト

テヤレナイト云フエトニナル、例ヘバ自動車製造事業法ニ於テモ同様デアリマス、之ガ今日ノ許可會社ノ一番日本ノ工業ヲ阻害シテ居ル缺點ダト思フ、幸ニ「アルミニウム」ノ方デハ、國產ノモノヲ用ヒルト云サウ云フ規定ヲ設ケタ以上ハ、何トカサウ云フ所ハ御心配ヲ願ヒタイト思ヒマスノデ、御伺ヲ致シテ置キタイ

○政府委員(東榮一君) 只今ノ大河内子爵ノ御意見ハ、私共モ全ク同様ニ存ジテ居リマス、是ハ度々繰返シテ申上ゲマシタヤウニ、將來輕金屬製造事業ハ、國產ノ原料ニ依ル事業ヲ何處迄モ助長保護フシテ、其ノ確立ヲ圖ラケレバナラスト云フコトハ、初メカラノ根本方針デゴザマス、サウデアリマスカラシテ今後國產ノ原料ニ依ツテ輕畫デアル、見込ノ十分ノモノデゴザイマスマシテ、其ノ計畫ガ相當ノ確實性ノアル計畫デアル、決シテ之ヲ止メル積リハゴザイマセドモ、尙是ハ申ス迄モナイノデアリマスケレバ、其ノ用途ハ有ラユル方面ニ擴張サレテ行クノデアリマシテ、從ツテ其ノ需要生産技術ガ進歩シ、生産費ガ漸次下ツテ行キマスレバ、其ノ用途ハ有ラユル方面ニ擴張サレテ行クノデアリマシテ、從ツテ其ノ需要

ガ幾ラデモ殖エテ行クモノダト考ヘテ居リ
マスノデ、サウ云フ點カラ國產ノ原料ニ依
ルモノハ供給過剩ニナルト云フヤウナ心配
カラ、之ヲ抑ヘルト云フコトハ一ツモナイ
ト思ッテ居リマス、從ッテ今後國產ノ原料ニ
依ル輕金属ノ製造事業ニ付キマシテハ、十
分好意ヲ以テ之ヲ考ヘテ行キタイト存ジマ
ス

○子爵大河内正敏君 海軍省ノ政府委員ガ
御出ニナリマシタカラ、極ク簡單ニ申上ゲ
タイト思ヒマス、全ク仰セノ通リ少シモ其
ノ點ニ於テハ心配ハナイノアリマスガ、
之ガ下級ノ技術者ノ所ニ行キマスト云フ
ト、許可制度デアルノデ、出來ルカ出來ナ
イカ分ラナイモノニ許可ヲ與ヘテ、若シ此
ノ事業ガウマク行カナカッタラ自分ノ責任
ダト云フヤウナ感ジヲ持ツノアリマス、
サウシテ許可ヲ濫ルト云フヤウナコトハ、
是ハモウ事實澤山アルノアリマス、サウ
云フコトハ技術者ノ責任デモ何デモナイン
ダ、モウ命令ニ於テチヤント國產ノモノナ
ラバサウ云フ心配ナシニ許可出來ルンダト
ス

○説明員(後藤光太郎君) 御答ヘ申上ゲマ
省ノ説明員ノ方ニ御答辯ヲ願シテ宜シウゴ
ザイマスカ、……ソレデハ宜シウゴザイマ
ス

○子爵井上匡四郎君 私モ只今大河内子爵
ト同ジ趣旨デ、國產「アルミニウム」ヲ推奨
シタイト云フ考カラ、先日來質問ヲ續ケテ
居ルノデアリマスガ、昨日コレハ速記中止
ノ時ダト思ヒマスガ、海軍ノ御方カラ、日
滿「アルミニウム」デハ九九・五以上ノモノ
ガ出來ナイ、九九・五ノモノハ一割デ、九割
ハ九九・三デアルト云フヤウナ御話ガアッタ
ヤウデゴザイマスト記憶致シマスガ、其ノ
意味ハドウ云フ意味デ御話ニナリマシタノ
デアリマスカ、九九・五以上ノモノハ出來ナ
イト云フ意味デ御話ニナリマシタノデス
カ、唯事實ガ九九・三ノモノヲ九割迄造ッテ
居ルト云フ意味デ御話ニナリマシタカ、其
ノ點ヲ一應伺ヒタイ

○子爵井上匡四郎君 私モ只今大河内子爵
ト同ジ趣旨デ、國產「アルミニウム」ヲ推奨
シタイト云フ考カラ、先日來質問ヲ續ケテ
居ルノデアリマスガ、昨日コレハ速記中止
ノ時ダト思ヒマスガ、海軍ノ御方カラ、日
滿「アルミニウム」デハ九九・五以上ノモノ
ガ出來ナイ、九九・五ノモノハ一割デ、九割
ハ九九・三ノモノヲ九割迄造ッテ居ルノハ、九九・三ノ
モノハ自分ノ方ノ商賣ノ利益ノ爲ニ造ル製
品デアルト云フコトデアッタノデアリマ
ス、是ハ私少シ私事ヲ御話スルヤウニナ
トハナイノデアリマス、唯經濟ノ問題ハソ
タ「アルミニ」ノ純度迄達シ得ナイト云フコ
トハナインデアリマス、唯經濟ノ問題ハソ
タニ勿論起リマスガ、ソレデ日滿「アルミ
ニウム」ニ於テハ九九・三ヲ造ルノガ得ナン
ダト云フコトカラ九九・三ヲ造ッテ居ル、技
術ガ出來ナイノダト云フコトデアリマスト
云フト、少シソレノ御説明ヲ願ヒタイヤウ
ナ感ジガシマス、サウ云フ工合デアリマス
カラ、決シテ國產技術ガ輸入技術即チ「バ
イエル」法ニ劣ッテ、良イモノガ出來ナイノ
デアルト云フコトハ、私ハ終始此ノ委員會
ヲ通シテ承服出來ナイ政府ノ御議論デアル、
序ニ又申上ゲテ置キマスガ、海軍デモ若シ

ノ問題ハ起ル、外ノ製造事業ノモノデモ皆
サウデアル、ソレヲ一言加ヘテ申シテ置キ
マス

○子爵井上匡四郎君 サウ云フコトニナル
ト、私ハ少シ申上ゲテ置キタイコトニナリ
マスガ、實ハ私ハ聞イテ見マシタ日滿「ア
ルミ」ノ方ニ、是ハ電話ノ話デアリマスカ
ラ或ハ間違ガアルカモ知レマセヌガ、九
九・三ノモノヲ造ッテ居ルノハ、九九・三ノ
モノハ自分ノ方ノ商賣ノ利益ノ爲ニ造ル製
品デアルト云フコトデアッタノデアリマ
ス、是ハ私少シ私事ヲ御話スルヤウニナ
トハナイノデアリマス、唯經濟ノ問題ハソ
タ「アルミニ」ノ純度迄達シ得ナイト云フコ
トハナインデアリマス、唯經濟ノ問題ハソ
タニ勿論起リマスガ、ソレデ日滿「アルミ
ニウム」ニ於テハ九九・三ヲ造ルノガ得ナン
ダト云フコトカラ九九・三ヲ造ッテ居ル、技
術ガ出來ナイノダト云フコトデアリマスト
云フト、少シソレノ御説明ヲ願ヒタイヤウ
ナ感ジガシマス、サウ云フ工合デアリマス
カラ、決シテ國產技術ガ輸入技術即チ「バ
イエル」法ニ劣ッテ、良イモノガ出來ナイノ
デアルト云フコトハ、私ハ終始此ノ委員會
ヲ通シテ承服出來ナイ政府ノ御議論デアル、
序ニ又申上ゲテ置キマスガ、海軍デモ若シ

ルミ」ノ國產原料ノ満足ナ物ヲ使ッテ造ル技
術ニ於テハ九九・五以上ノモノハ餘リ澤山
出来ナイ、技術上ノ點カラ致シテ現在ニ於
テハサウ云フ狀況ニナッテ居ル、斯ウ云フ意
味デアリマス

○子爵井上匡四郎君 サウ云フコトニナル
トコトガ、此ノ方法ハ理化學研究所ノ鈴木庸生博士ノ方法デアリマシテ、
之ヲ日滿「アルミニウム」ガ採用スル前、大
分前ノ話デアリマスガ、武州ノ長瀬ノ影森
ト云フ所デ試験ヲシテ居ラレテ、之ヲ私ガ
友人ニ賴マレマシテ、鈴木君ノ試験ノ成績
ヲ長ク調ベタコトガアリマス、其ノ關係カラ
トハナインデアリマス、唯經濟ノ問題ハソ
タ「アルミニ」ノ純度迄達シ得ナイト云フコ
トハナインデアリマス、唯經濟ノ問題ハソ
タニ勿論起リマスガ、ソレデ日滿「アルミ
ニウム」ニ於テハ九九・三ヲ造ルノガ得ナン
ダト云フコトカラ九九・三ヲ造ッテ居ル、技
術ガ出來ナイノダト云フコトデアリマスト
云フト、少シソレノ御説明ヲ願ヒタイヤウ
ナ感ジガシマス、サウ云フ工合デアリマス
カラ、決シテ國產技術ガ輸入技術即チ「バ
イエル」法ニ劣ッテ、良イモノガ出來ナイノ
デアルト云フコトハ、私ハ終始此ノ委員會
ヲ通シテ承服出來ナイ政府ノ御議論デアル、
序ニ又申上ゲテ置キマスガ、海軍デモ若シ

第四部第一六類 輕金属製造事業法案特別委員會議事速記録第四號 昭和十四年三月二十三日

同ジ純度ノモノニアッテモ、「バイエル」法ニ依ッテ造ツタ「アルミニウム」ト、假ニ鉛木法ト謂ヒマスカデ造ツタ「アルミニウム」ト、化學的ニ同ジ純度ノモノニアッテモ、之ヲ其ノ先ノ工作ニ於テ差異アリト御認メニナルトスレバ、私ハサウ云フコトハ自分デモ考ヘナイ、又常識的ニ考ヘマシテモ、此ノ出来タ「アルミナ」ヲ、兩方共ソレカラ先ノ「アルミニウム」ヲ造ル方法ハ同ジデアリマス、之ヲ熱分解スルノデアリマスカラ、其ノ先ノ方法ハ同ジデアル、「アルミナ」ヲ造ル方法ガ兩方違フ、其ノ先ノ方法ハ同ジ手數デ造ツテ、熱分解ニ依ッテ行クノデアリマスカラ、其ノ方法ハ同ジデアル、「アルミニウム」ガ達フト云フコトハ私ハ考ヘラレナイノデアリマス、又是ハ御發表スルコトヲ海軍ガ御許シカドウカ知リマセヌガ、横須賀ノ海軍航空所ニ於ケル國產「アルミニウム」ト、外國ノ「アルミニウム」トノ間ノ詳シイ御研究モ、其ノ會社ニハ御發表ニナッテ居リマス、ソレニ依ルト云フコト、決シテ遜色ハナイト云フコトニナッテ居リマス、各種性質外國製地金ニ比較シ

實用上殆ト遜色ナシトカ、甲社乙社云々トカ云フ色々ナモノガ出テ居リマス、ソレカラ又陸軍ノオ方ハ御出ニナリマセヌガ、最近ニ依ルモノハ海軍ノ所要ニハ十分ニ充タナ近ニ二月十四日ニ立川陸軍航空技術研究所ニ於テ、陸軍側竝ニ國產「インゴット」製造所側六社、需要者側十二社ト會合シテ、此ノ國產製品ニ依ル需要者側ト「インゴット」製造者側トノ協議ヲ、陸軍ガ中間ニ立ツテセラレタコトガアルサウデアリマスガ、此ノ場合ニ於テモ、此ノ國產原料ヲ使用シテ製造シタ「インゴット」ハ、「ビンタン・ボーキサイト」ノ持ツタ「インゴット」トノ間ニ差異アリト云フコトハ、何モナカツタサウデアリマス、寧ロ國產原料ノモノガ「チタニウム」ヲ少シ含ンデ居ルノデ、或種ノ鑄物等ニハ宜い、又「アール・アール」合金ニハ或場合ニハ却テ宜イト云フ議論ガ出タト云フヤウナコトモアリマスノデス、ドウモ之ヲ工務局長ニ私ガ申上ゲテモ餘リ必要ガナイヤウニ感ジマスガ、ドウモ國產原料ノ方ガ割ガ悪いヤウダ、國產材料ヲ使用シタ場合ハ「アルミニウム」ガ工合ガ惡イヤウグト云フ簡單ナ御説明デハ、私ハ終始承服出來ナイト申上ゲルヨリ外仕方ナインデアリマス、何カソレニ對シテ御答辯ガアリマスレバ、承リタイト思ヒマス

○説明員(後藤光太郎君) 今迄海軍ニ於キマシテ調査シマシタ所デハ、マダ國產原料ニ依ルモノハ海軍ノ所要ニハ十分ニ充タナノ何ニ於テモ、私ノ知リ得ル範圍ニ於テハ「オーセンティック」ニ、公式的ニ斯ウ云フヲ研究調査シタイト思ヒマス、勿論純度ガコトヲ御發表ニナツタ結果ハ、寡聞ニシテ私ノニナレバ、海軍トシテモ國產原料ノモノヲドンヽ使ヒタイ肚ヲ持ツテ居ラレルト思ツテ居リマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ何カ御發言ゴザイマセヌカ、如何デゴザイマセウ、大分過日來只今議題トナツテ居リマスルニツト云フコトハ、純度ガ同ジデモ、外ガ、此ノ前モ申上ゲマシタガ、外國製ノ「アルミニウム」ト日本製ノ「アルミニウム」、是ハ原料ガ、國內原料ニ依ツテモ又ハ國外ノ原料ニ依ツテモ、日本デ造ツタ「アルミニウム」ト云フモノハ、純度ガ同ジデモ、外ガ、此ノ際……

○松本勝太郎君 チヨット私ハ簡単デアリマスルガ、重要鑄物ニ付キマシテチヨット御審議ヲ願ツタ次第デゴザイマス、御異議ガナケレバ此ノ際……

○政府委員(山本茂君) 只今鱗状黒鉛トシナコトダト云フノデ、非常ニ今研究サレルノダト思ヒマス、私モ勿論知リマセヌガ、併シ日本デ日本ノ原料ヲ以テ造ツタモノト、日本デ「ビンタン・ボーキサイト」ヲ持ツテ來テ造ツタモノトノ間ニ、先程申シマシタヤウニ「アルミニウム」ノ出來ル其ノ初メノ工作ノ何ニ於テモ、私ノ知リ得ル範圍ニ於テハ「オーセンティック」ニ、公式的ニ斯ウ云フヲ研究調査シマシタ所デハ、マダ國產原料外國品ヲ主トシテ用ヒラレテ居ルヤウニ聞クノデアリマスガ、其ノ點ヲチヨット御説明願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(山本茂君) 只今鱗状黒鉛ニ付テ御尋ガアツタノデアリマスガ、朝鮮デモ鱗状黒鉛ニ付テハ大イニ増産ニ努メテ居ル譯デアリマスガ、不足分ニ付テハ「セーロン」

他ノ委員カラノ御説モアリマシタガ、一體
斯ウ云フ所カラ考ヘマシテモ、此ノ重要ナ
ル鑛物、而モ外國へハ成ルベク金ヲ拂ハナ
イヤウニ國產ヲ獎勵スルト云フ御意思デア
リ、又法ノ精神モ其處ニ在ルコトヲ我々承
知シテ居リマスルガ、ドウモ其ノ運用ニ付
テ法ノ精神トハ伴ツテ居ナイト云フノハ、
斯ウ云フ重要鑛物ノ或一部ノモノカラ考ヘ
テ見マシテモ、輕ンゼラレテ居ルト云フヤ
ウナ傾キノアルノヲ甚ダ遺憾トシテ居ルノ
デアリマスガ、尙其ノ點ニ付キマシテ今一
層積極的ニ、折角只今提案サレテ居リマス
ル帝國鑛業開發株式會社、斯ウ云フモノヲ
御作リニナルト云フコトモ、重要鑛物ヲ獎勵
シヨウト云フノニ違ヒナイノデアリマスル以
上ハ、今少シ積極的ニ願ヒタイト思ヒマス、
尙先程御尋ネ致シマシタ所ノ鱗狀黑鉛ニ付キ
マシテモ、獎勵ノ御精神ヲ此ノ方面ニモ御向
ケニナリ、一層御力ヲ御入レニナリマシタ
ナラバ、「セイロン」カラ輸入スル必要ハナ
イ、朝鮮デ十分事足リルト私ハ考ヘテ居リ
マス、而モ是ハ「セイロン」ヨリモ朝鮮ノ品
物ガ良イ筈デアリマス、唯遺憾ナガラ製鍊
費ガ少し高ク付キマス、而モ原鑛石ノ埋藏
ハ、無盡藏トハ申セマセヌケレドモ、相
當多量ノモノガアル、ソコデ我々ハドウモ

其ノ方ノ獎勵ハ十分ノ獎勵ヲ爲サラズシテ、
外國品ヲ此ノ時期ニ於テ御取リニナルト云
フコトガ、一體私ニハ合點ガ行カヌ點ナン
デアリマス、其ノ點ヲ十分一つ御考慮ヲ願
ヒマス

○政府委員(山本茂君) 「ニッケル」ノ增産

ニ付テ只今御話ガアリマシタガ「ニッケル」
ノ鑛石ニ付テハ相當國內ニ存シテ居ルカ
ラ、ソレヲ獎勵スペシト云フ御意見ニ付テ
ハ全然同感デアリマス、只今追加豫算出

シマシタ金額ニ付テ申上ゲタノニアリマシ
テ、少シ私ノ御答ガ足ラナカツタノニアリ
マスガ、重要鑛物トシマシテ銅、錫、鉛、
亞鉛(ニッケル)ト云ツタヤウナモノニ付キマ
シテハ、昨年以來約百萬圓ノ探鑛獎勵金ト
云フモノヲ計上シテ居リマシテ「ニッケル」
ニ付テモ大ニニ國內ノ資源開發ニ努メテ居
ルノデアリマスルシ、今後ト雖モ只今御話
ノヤウナ趣旨ニ副フテ、積極的ニ増産ニ努
メ行キタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ
鱗狀黑鉛ノ增産ニ付テ御話ガアリマシタガ
之ニ付キマシテハ朝鮮總督府トモ十分協力
シマシテ、將來「セイロン」島カラ輸入スル
ト云ツタヤウナモノハ防遏スルヤウニ努力
致シタイト考ヘテ居リマス

○子爵井上匡四郎君 工務局長ニ御尋ね致

思ヒマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 御異議ゴザイ
マセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵橋本實斐君) ソレデハ說明

○説明員(杉村盛一君) 日本輕金屬ノ電解
工場ハ、一箇所ハ蒲原ニ置キマシテ、尙一
箇所ハ新潟ニ置ク豫定ニナツテ居リマス、其
ノ中蒲原ノ工場ニ供給致シマス電力ハ、富
士川水系ノ發電所ニ依ツテ主トシテ供給ス
ル計畫ニナツテ居リマス、富士川水系ノ大體
ノ發電能力ハ、十一萬六千「キロ」ニナツテ
居リマシテ、只今竣工シテ居リマス波木井
發電所ハ二萬「キロ」、是ハ竣工シテ居リマ
ス、アト二箇所ノ發電所ヲ開發シマシテ、
合計十一萬六千「キロ」ラ以テ送電致ス豫定ニ
ナツテ居リマス、而シテ其ノ電力ノ不足ガ起
リマシタ場合ニハ、發送電會社カラ補給ヲ
デ發電致シマス分ニ付テハ、大體一「キロ」
八厘ト云フ計畫ニナツテ居リマス

シマス、此ノ日本輕金屬株式會社ノ電力開
關係ニ付テ、電力ヲ何處カラドウ云フ風ニ供
給スルト云フコトニ付テ御説明ヲ願ヒマス
スルト云フコトニ付テ御説明ヲ願ヒマス
デアリマス、其ノ點ヲ十分一つ御考慮ヲ願
ヒマス

○子爵井上匡四郎君 此ノ電解ニ要スル電
力ニ付テノ値段ト云フヤウナモノハ、政府
ガ御指定ニナルノニアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 電力ノ問題ニ付キ
マシテハ、遞信省ト十分連絡ヲ取ツテ居リマ
シテ、發送電會社カラ供給致シマスル電力
ニ付キマシテハ、輕金屬製造ノ爲ノ電力ハ
特ニ値段ヲ安ク供給スルト云フコトノ理解
ガ付イテ居リマス

○子爵井上匡四郎君 私ノ主トシテ御尋ネ
シタノハ、發送電株式會社ノ方ハ、是ハ
特殊會社デアリマスノデスカラ、問題ナイ
ト思フノデスガ、此ノ會社ガ自分で持ツテ居
リマス所ノ富士川系ノ發電所ノ値段ハ、政
府ハ勿論監督サレテ居ルト思ヒマスガ、此
ノ計畫ヲ御認可ニナルニ付テハ、大體電力
ノ値段等モ御決定ニナツテ御認可ニナツテ居
ルト思ヒマスガ……

○政府委員(東榮二君) 日本輕金屬ハ自分
デ發電致シマス分ニ付テハ、大體一「キロ」
八厘ト云フ計畫ニナツテ居リマス

○子爵井上匡四郎君 一「キロ」八厘ト云フ

値段ハ、可ナリ「アルミニウム」工業ノ値段
トシテハ安クナイ値段ノヤウニ私ハ感ジガ

スルノデスガ、大體日本ノ「アルミニウム」
工業ノ電解ニ使ハレテ居ル電力ハ、其ノ位

ノ平均ニナリマスカ、ドウデスカ、政府ハ

矢張リ出來ルナラバ、申ス迄モナク斯ウ云

フ金属ヲ安ク供給スルト云フコトノ必要ヲ

考ヘナケレバナルマイト思ヒマスノデ、先ツ

キモ御話ノアリマシタヤウニ、安ク多量ニ

出來レバ、他ノ金属ヲ代用スペキ大キナ將

來ヲ持ツテ居ルノデアルカラ、八厘ト云フ電

力ハ相當ソニ生産費ノ大キナ支配ヲ受ケ

ル、八厘ノ電力ト云フモノハ現在ハ決シテ

安イ電力デハナイ

○政府委員(東榮二君) 八厘ハ私高クナイ

ト思ツテ居リマス、相當安イト思ツテ居リマ

ス、現在ノ所ソレ以下デ電力ノ供給ヲ受ケ

テ居リマス所ハ……、極ク特殊ナ場合ニ、

一小部分デハアリマスガ、平均致シマシテ

輕金屬製造事業者ガ受ケテ居リマスル電力

ハ、大體一錢以上ニナツテ居リマス、只今計

畫サレテ居リマスル東洋金屬ガ屋久島ノ水

力電氣ヲ開發シテ使フト云フノハ、是ハ非
常ニ安ク供給スベキ豫定ニナツテ居ルヤウ
デアリマスケレドモ、ソレ以外ニハサウ安

イモノガナイヤウニ承知致シテ居リマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御質疑ガ

ゴザイマセヌカ、御質疑ガゴザイマセヌケ

レバ、御異議ガナケレバ輕金屬及ビ帝國鑄業

開發株式會社ノ兩法案ニ付テノ御質疑ハ、一

應是デ打切リタイト思ヒマスガ如何デスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵橋本實斐君) ソレデハ右法

案ハ之ヲ以テ質疑ヲ打切リト致シマス、尙御

諸リ致シマスガ、時間モ段々過ギマシタノデ

スガ、進ンデ工業組合法案ノ御説明ダケハ

伺ヒマセウカ、ソレトモ午後ニ致シマセウ

カ、午後ノ御都合ハ如何デスカ、午後ハ一

時半カラヤル積リデ居リマスガ、成ルベク

御揃ヒノ所デソレヲ承ッタ方ガ宜イト思ヒ

マス、午後ニナリマシテ御缺席ノ方モ出來

マスト遺憾デスカラ、御異議ガナケレバ續

イテ説明ダケ伺フコトニ致シマス

○政府委員(今井健彦君) 大臣ガ他ニ差支

ガアリマシテ、私代ツテ工業組合法中改正法

律案提出ノ理由ヲ御説明ヲ申上ゲタイト存

ジマス、本改正法律案ハ曩ニ本會議ニ於

テ申述ペマシタ通り、現下ノ時局ニ對應ス

ル爲ニ工業組合法ヲ改正セムトスルモノデ
アリマス、工業組合ノ制度ハ、大正十四年
重要輸出品工業組合法トシテ法律制定以來、

我が國ノ中小工業ノ振興助長ノ機關トシテ

逐年發達シテ參リマシタガ、今回ノ物資統

制ニ伴フ休失業對策ニ基キマシテ、工業組

合ハ中小工業者ノ轉業ノ爲ニ利用セラレ、

其ノ共同施設ニ依ツテ集團轉業ヲ行フヤウ

ニ指導シテ居リマシテ、我ガ國工

業者モ加入致シテ參リマシテ、我ガ國工

ハ小規模工業者ノ方面ニハ十分活用シ得ナ

イ場合モ少クナイ有様デアリマスノデ、是

等小規模工業者ノ爲ニ別ニ一ノ共同經營的

ナル組合、即チ小組合制度ヲ創設致シタイ

ト存ズル次第デアリマス、此ノ小組合制度

ノ骨子ト致シマスル所ハ一、地區ヲ定メズ

任意ノ業者ノ合意ニ依ツテ組織セシムルコ

ト、二、原材料ノ受入カラ制品ノ販賣迄一

貫シテ共同經營的ニ實行スルコト、三、組

合員數ハ原則トシテ十名以下トスルコ

ト、四、小組合ハ工業組合ノ組合員トスル

コト等デアリマシテ、之ヲ要約致シマ

シテ統制方法ヲ變更致シマストカ、又ハ組

合ノ決議ニ明瞭ナル過誤ガアリマスル場合

之ヲ修正致シマストカ等ノ特別迅速ヲ要ス

ル場合ニ定款ヤ統制規定ノ變更ヲ爲シ得ル

途ヲ開クコト、竝ニ物資配給ト云フガ如キ公

共的事業ヲ行フ組合ノ役員ノ責任ヲ加重ス

ルニ共ニ、公正ナル事務ノ遂行ヲ爲シツ、

アル役員ノ地位ヲ保障スル爲、特ニ必要ア

ルトキハ行政官廳ガ組合役員ノ選任又ハ解

任ヲ爲シ得ル途ヲ開クコトデアリマス、尙

工業組合法ニ於キマシテハ、現行法上第八

條ノ規定ニ依リ所謂統制命令ヲ發動シ得ルコトトナツテ居リマスガ、生産過剩ニ惱ム業界ニ於キマシテ、既存業者ヲ保護致シマスル爲ニ生産制限ヲ行フ必要アル場合等ニハ、此ノ統制命令ノミヲ以テシテハ過剩設備ノ増設ヲ禁止スルコトガ出來マセヌノデ、斯カル場合ニ於キマシテ必要ガアレバ其ノ事業ノ新設又ハ擴張ニ付許可制度ヲ採リ得ル途ヲ開ク趣旨ノ規定ヲ新設致シタイト存ジマス、工業組合法ヲ改正致シタイト存ジマスルノハ、大體以上ノ三點デアリマスガ、尙御質問ニ依リマシテ御答ヘ申上ゲタイト存ジマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 午前ハ此ノ程度ニ止メマシテ、午後一時半カラ開會致シマス

午後零時一分休憩

○委員長(伯爵橋本實斐君) 午前ハ此ノ程度ニ止メマシテ、午後一時半カラ開會致シマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 午前ニ引續キ

マシテ會議ヲ開キマス、工業組合法中改正法律案ニ付キマシテ、午前中當局ノ御説明ヲ聽キマシタ點ニ付キマシテ、御質疑ガゴザイマシタラ……

○男爵肝付兼英君 午前中ノ御説明ハ簡単デアッテ、一向私ニ要領ヲ得マセヌデシタガ、アノ御話ノ中ニ、在來ノ工業組合ト云フモノト近頃ノ工業組合ト云フモノト、大

コトトナツテ居リマスガ、生産過剩ニ惱ム業界ニ於キマシテ、既存業者ヲ保護致シマスル爲ニ生産制限ヲ行フ必要アル場合等ニハ、此ノ統制命令ノミヲ以テシテハ過剩設備ノ増設ヲ禁止スルコトガト出来マセヌノデ、斯カル場合ニ於キマシテ必要ガアレバ其ノ事業ノ新設又ハ擴張ニ付許可制度ヲ採リ得ル途ヲ開ク趣旨ノ規定ヲ新設致シタイト存ジマス、工業組合法ヲ改正致シタイト存ジマスルノハ、大體以上ノ三點デアリマスガ、尙御質問ニ依リマシテ御答ヘ申上ゲタイト存ジマス

○政府委員(東榮二君) 最初工業組合ノ制

度ガ創設サレマシタ當時ハ、主トシテ同種

ノ業者ガ組合ヲ組織シマシテ、共同ノ設備

ヲシマシテ、製品ノ整理ナリ仕上ナリヲ共

同デスルトカ、或ハ又共同ノ利益ヲ増進ス

ル爲ニ生産ノ制限ヲ行フトカ云フヤウ、

其ノ目的トスル所ハ主トシテ業者自身ノ事

業ノ改善ト業者ノ利益ノ増進ノ爲、言葉ヲ

換ヘテ申シマスレバ、私經濟的ナ利益ヲ圖

ル爲ニ此ノ組合制度ガ利用サレテ居ツタノ

デアリマスガ、最近事變以來、物資ノ配給

統制ヲ行フヤウニナリマシテカラ、組合員

ノ物資ノ配給ヲ此ノ組合ヲ通ジテ行フト

カ、或ハ軍需品其ノ他ノ註文ヲ組合トシテ

受ケルトカ云フ風ニ、其ノ事業ノ目的ガ著

クシ公的性質ヲ帶ビテ參ッタノデアリマス、

是ガ最近工業組合ノ機能ト云フモノガ著シ

ク變ツテ參ッタ點デゴザイマス

○男爵肝付兼英君 サウ致シマスト監督ノ

上カラ云ツテモ、在來ノ工業組合ニ對スル監

督ノ御方針ト、今日考ヘテオイデニナル工

業組合ニ對スル監督ノ御方針トハ、自ラ方

針ガ違ツテ來テ居ルデアラウト思ヒマスガ、

ソレハ仕事ヲサシテオイデニナル場合ガ

其ノ點ニ付テハドウ云フ風ニ御監督ノ方針

ヲ立テテ居ラレマスカ

○政府委員(東榮二君) 従來ハ主トシテ業

者自身ノ私經濟的ナ利益ノ増進ト云フコト

ガ主デゴザイマシタノデ、其ノ監督ニ付キ

マシテモ、特ニ弊害ガアル場合ト云フヤウ

ナ場合デナケレバ、成ルベク業者ノ自治ニ

委シテ、餘リ立入ツタ干渉ハシナイト云フ

方針ヲ執ツテ參ツテ居ルノデアリマスガ、今

日デハ先程申上デマシタヤウニ物資ノ配給

ノ統制ト云フヤウナ、相當公的性質ヲ帶ビ

タ事業ヲ經營サセマス爲ニ、其ノ組合ノ事

業ノ經營ガウマク行キマセスト、非常ニ弊

害ガヒドクナリマスノデ、例ヘバ物質ノ配

給ニ付キマシテ不公平ナ取扱ガアルトカ、

其ノ組合ノ幹部ノ處置ガ當ラ得ナイト云フ

云フ制度ガ元々業者ノ自治的團體デアリマ

スノデ、其ノ營業事業ハ最近著シク公的性

質ヲ帶ビテ參リマシタノデアリマスケレド

モ、尙且其ノ組合ノ役員ト云フモノハ、成

ルベクナラバ業者ノ中カラ選舉シテ之ヲ出

スト云フコトガ、理想的デアルトスウ考ヘ

テ居リマス、併シナガラ實際ノ實情ヲ申上

ゲマスレバ、兎角業者ノ中カラ役員が出マ

スト、其ノ處置ガ公平デアリマシテモ、中

ニ色眼ヲ以テ見テ、組合員ノ中デ色々々ナ疑
ヤ非難ヲスルコトガアリマスルシ、又中ニ
ハ業者デアリマスト、ドウシテモ原料ヤ材
料ノ配給等ニ付テ、十分公平ニ勢ヒ行カヌ
ト云フヤウナ事例モアリマシタリシマシ
テ、組合ノ中カラ組合ノ役員ヲ出スコトガ
實際上困難ナ場合、又ハ組合員ノ中カラ出
シテハウマク行カヌ場合等ガゴザイマスノ
デ、サウ云フ場合ニハ成ルベク第三者デ、
而モ工業組合制度ト云フモノニ相當ノ理解
ヲ持ツ立派ナ人格ノ人ヲ選任シタイ、斯ウ
云フ希望ヲ持ッテ居リマス、現職ノ役人ガ工
業組合ノ役員ニナリマスコトハ、是ハ私ハ
宜クナイト考ヘテ居ルノデアリマス、商工
省現職ノ官吏ガ組合ノ役員ニナリマシタ例
ガ一二ゴザイマスガ、ソレハ組合ノ理事者
ガ或事情ノ爲ニ總辭職ヲシタトカ云フ特別
な場合ニ、極ク短期間事務管理ノ意味デ選
任シタ例ガアリマスノデ、其ノ外ニハ恒久
的ニ現職官吏ガ組合ノ役員ニナシタ例ハ餘
リゴザイマセヌ

○男爵肝付兼英君 組合員以外ノ所謂適當
ナ方ヲ、サウ云フ役員ニ任命スルト云フ御
意見ハナイデスカ

○政府委員(東榮二君) 最近ハ色々ナ組合
ニ、組合員以外ノ第三者ノ方ニ、大分理事

ニ色眼ヲ以テ見テ、組合員ノ中デ色々々ナ疑
ヤ非難ヲスルコトガアリマスルシ、又中ニ
ハ業者デアリマスト、ドウシテモ原料ヤ材
料ノ配給等ニ付テ、十分公平ニ勢ヒ行カヌ
ト云フヤウナ事例モアリマシタリシマシ
テ、組合ノ中カラ組合ノ役員ヲ出スコトガ
實際上困難ナ場合、又ハ組合員ノ中カラ出
シテハウマク行カヌ場合等ガゴザイマスノ
デ、サウ云フ場合ニハ成ルベク第三者デ、
而モ工業組合制度ト云フモノニ相當ノ理解
ヲ持ツ立派ナ人格ノ人ヲ選任シタイ、斯ウ
云フ希望ヲ持ッテ居リマス、現職ノ役人ガ工
業組合ノ役員ニナリマスコトハ、是ハ私ハ
宜クナイト考ヘテ居ルノデアリマス、商工
省現職ノ官吏ガ組合ノ役員ニナリマシタ例
ガ一二ゴザイマスガ、ソレハ組合ノ理事者
ガ或事情ノ爲ニ總辭職ヲシタトカ云フ特別
な場合ニ、極ク短期間事務管理ノ意味デ選
任シタ例ガアリマスノデ、其ノ外ニハ恒久
的ニ現職官吏ガ組合ノ役員ニナシタ例ハ餘
リゴザイマセヌ

○男爵肝付兼英君 組合員以外ノ所謂適當
ナ方ヲ、サウ云フ役員ニ任命スルト云フ御
意見ハナイデスカ

○政府委員(東榮二君) 最近ハ色々ナ組合
ニ、組合員以外ノ第三者ノ方ニ、大分理事

長トカ組合長トカ云フモノニ、煩ハシテナッ
テ戴イテ居リマス

○男爵肝付兼英君 工業組合ノ性質トシ
テ、大體同一種類ノ組合ガソレドリ結成サ
レルデアラウト思ヒマスガ、サウシテ同一
組合ノ聯合會モ勿論結成サレルト思ヒマス、
同ジ工業組合ノ中デモ其ノ原料關係等ニ於
テ利害相反スルモノガ相當アラウト思ヒマ
ス、サウ云フモノニ對シテ原料ノ配給トカ
云フコトヲ考ヘマシタ場合ニ、種類ノ違ツタ
工業組合ヲ綜合シタ一ツノ聯合組合ト云フ
モノヲ結成サレテ居ルノデゴザイマセウカ、
又ソレニ配給スベキ原料關係ノ方面ニモ恐
ラク組合ガ出來テ居ルト思フノデアリマス
ガ、サウシタ配給關係ノ方ト、需要供給ノ
兩方面ヲ綜合スル一ツノ又組合ト云フモノ
ヲ考慮サレルコトモ考ラレルト思ヒマス、
サウ云フ點ガ當局ニ於テドウ云フ御意見デ
アリマスカ、御伺ヒシテ見タイ

○政府委員(東榮二君) 工業組合ニ付キマ
シテハ、大體同種ノ工業組合ニ付キマシテ
ハ、之ヲ府縣ニ聯合會ヲ作ラセルトカ、或
ハ又例ヘバ機械工業ニ付テハ、全國的ノ機
械工業ノ聯合會ヲ作ラセルカト云フ風ニ致
シマシテ、結局ハ其ノ聯合會ガ又全部工業

組合中央會ト云フモノノ傘下ニ集ルト云フ
ヲ與ヘテ、是ガ工業組合員ニナリ得ル、斯

コトニナリマシテ、全部之ヲ結局ハ統一シ
テ、全體ノ指導方針ノ下ニ其ノ指導ヲシテ
行クト云フ風ニ致シテ居リマス

○男爵肝付兼英君 ソレニ伴シテ原料トシ
テノ組合ヲ結成サレ、サウシテサウ云フ組
合ト、工業組合トノ又聯合委員會ヲ作ラレ
ルト云フヤウナヤリ方ヲシテオイデニナラ
ナイデスカ

○政府委員(東榮二君) サウ云フモノモ原
料ノ配給關係等カラ必要ガアリマシテ、今
現ニ作シテ居ルモノモゴザイマス

○男爵肝付兼英君 小組合ト云フモノノ性
質ガ、先程ノ御説明デハ私ニハッキリ致サ
ナインデアリマスガ、其ノ小組合ト云フモ
ドノ點ニドノ程度ノ違ヒガアルカ、其ノ比
較ヲ一ツ御説明願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(東榮二君) 小組合制度ト云フ
モノヲ今度別ニ認メヨウト致シマスル趣旨
ハ、現在ノ工業組合ノ制度ノ下ニ於キマシ
テハ、極ク小サナ工業者ニナリマスト兎モ
角、工業組合ニ入りタイト云フモノモ相當
ゴザイマス、又折角工業組合ニ入りマシテ
モ、十分其ノ組合ヲ利用シ得ナイ業者モゴ
ザイマスノデ、サウ云フ小サナ業者ニ組織
シマス、ソレカラ現在ノ工業組合ニハ地區
ノ定メガアリマシテ、同一地區ニハ同一種

ウ云フコトニシタイト云フ考デゴザイマシ
テ、其ノ違ヒマス點ハ、第一ニ現在ノ工業組
合ハ各、工場ハ別々ニ持シテ居リマシテ、各々
物ヲ造ルノデアリマスガ、其ノ共同ノ設備
ニ依ツテ例ヘバ製品ノ仕上デアルトカ云フヤウナ
其ノ製品ノ共同販賣デアルトカ云フヤウナ
一部ノ事業ヲ共同デヤル斯ウ云フコトニ
ナッテ居リマスガ、小組合ニ於キマシテハ、
原料ヲ購入カラ物ノ製造及ビ販賣迄、一貫
シテ之ヲ最初カラ共同經營的ニヤラセテ行
カウト云フ、是ガ一番大キナ本質的ノ事業
デアリマス、其ノ外形式的ニ言ヒマスレ
バ、工業組合ハ人數ニ制限ガナインデゴザ
イマスガ、小組合ハ原則トシテ組合ノ員數
八十人以下ニ限ラウ、勿論例外ノ場合ハ十
五人ナリ二十人位モ認メル積リデアリマ
スガ、原則トシテ十人以下ト云フコトニ考
ヘテ居リマス、原則トシテ小組合ト云フモ
ノハ共同經營的ニサウ云フモノヲヤッテ行
カセル積リデゴザイマスカラ、極ク氣ノ合ツ
タ者、本當ニ一緒ニヤラウト云フ者ダケデ
小組合ヲ作ラセヤウト云フ考カラ、人數モ
或程度制限シタ方ガ宜シシト云フ考デゴザ
イマス、ソレカラ現在ノ工業組合ニハ地區
類ノ組合ハ二ツ以上ハ出來ナイコトニナッ

テ居リマス、小組合ニ付キマシテハ地區ヲ定メルコトナクシテ、是ハ同ジ土地、同ジ町村ニ於キマシテ、二ツデモ三ツデモ組合ガ出來ルコトヲ認メテ行ク積リデ居リマス、サウシテ先程申上ゲマシタヤウニ小組合ニ加入シタ工業者ハ、個人トシテハ工業組合ニ加入出來ナイガ、小組合トシテ工業組合ニ加入セシムル、斯ウ云フコトニ致シテ居リマス、大體主ナ點ハサウ云フ點デゴザイマス

○男爵肝付兼英君 サウ致シマスト、今日ノ工業組合ト云フモノノ中ニ非常ニ大キナ一ツノ會社モアレバ、又今仰シヤッタヤウナ小組合ト云フヤウナモノハ、非常ニ小サナモノモ總テヲ包含シタ工業組合ト云フモノガ成立ツヤウニ考ヘラレマスガ、ソンナヤウナ場合ニナカヽヽ何カ大問題ヲ議決スル場合ニ、非常ナ何千萬圓ト云フヤウナ大キナ會社モ、或ハ小組合ガ茲ニ一ツトシテ入ッタ、其ノ組合ニ於ケル權利ト云フモノハ同一單位トシテ考慮サレルノデアリマス力ノ政府委員(東榮一君) 御承知ノ通リ工業組合制度ハ、中小工業者ヲ對象トシテ創設ヲ組織シテ居ル工業者ト云フモノハ、中小業者ニ限ツタノデアリマス、最近事變

工業組合ヲ結成シ、工業組合ニ加入シテ
參リマシタケレドモ、只今御話ノヤウニ業
者ニ依ッテ、大キナ業者小サナ業者ガ一緒ニ
ナリマシテ組合ヲ作ッテ居ル譯デアリマス、
是ガ工業組合ノ中ニ於キマシテハ、大キイ
小サイヲ間ハズ其ノ何ント申シマスカ、票
數ハ各一ツト云フコトニナッテ居リマス
○男爵肝付兼英君 前ノ目的ト大分目的ガ
違ツテ、今日デハ大會社ヲモ工業組合ノ一
「メンバー」トナリ、一貫作業ヲスラ政府ガ手
ヲ取ツテ教ヘテヤルヤウナモノモ、一ツノ
「リミット」トシテ工業組合ニ加入サレテ居
ルト云フヤウナコトニナリマスレバ、全ク
在來ノ工業組合ノ機能モ發揮出來ナケレバ
目的モ大分違ツテ來テ居ルヤウニ思ヒマス
ガ、同ジ割合ト、ソレハ御説明ノ中ニモアツ
タト思ヒマスガ、ソレデアリマスルト、結
局今迄中心トシテ居ツタ工業組合ヲ成立セ
シムベキ、何ト言ヒマスカ、中小工業者ト
云フモノノ本來ノ目的ニ副ハナイヤウナ工
業組合ガ出來テシマッテ居ル、其ノ結果在來
ノ目的タル中小工業者ヲシテ共同施設ヲ利
用シ、共同研究ヲスル、サウシテソレノ

タ小組合ト申シマスカ、サウ云フモノニ對スル監督ト云フヤウナコトモ、今日考ヘラレマスル工業組合ノ趣旨カラハ離レタ一ツノ目的ガ考ヘラレルノデ、サウ云フモノヲ一緒ニ括メタ工業組合トシテ此ノ儘持ツテオイデニナルト云フヤウナコトハ、非常ナ不徹底デナイカト考ヘラレルノデアリマス、寧ロ物資ヲ配給スル目的ナラ、其ノ目的ノミノ別個ノ何カ組合ヲ御結成ニナツテ、在來ノ工業組合ハ工業組合トシテ、目的ヲ達成スルヤウナ方法ヲ御採リニナルノガ理想デヤナイカト云フコトノ、別ニ御考ハアリマセヌカ

テ作ラセル積リハ持ッテ居リマセヌ、ソレカラ又尙先程大キナ業者ト小サナ業者ガ一ツノ組合ニ入ッテ居リマス場合ニ、其ノ票決權ハ各、一ツデアルト云フコトヲ申上ダタノデアリマス、大體原則ハサウデアリマスガ、出資金額ニ依ッテ十分ノ三迄ハ、多ク出資シタ者ハ其ノ出資ニ應ジテ議決權ヲ一人デ持チ得ルヤウニ相成ッテ居リマス

○男爵肝付兼英君 只今仰シャイマシタ十分ノ三ト云フノハ、何ノ十分ノ三デゴザイマスカ

○政府委員(東榮二君) 詰リ一ツノ工業組合ノ中ニ相當大キナ業者ガ居リマシテ、出資金ヲ非常ナ多額ヲ出シテ居ル業者ガ居リマス場合ニ、其ノ業者一人デ總票決權ノ十分ノ三迄ハ持チ得ル、一人デ過半數ヲ占メルコトハイカヌガ、十分ノ三迄ハ持チ得ル、斯ウ云フ例外ノ規定ヲ設ケテ居リマス

○男爵肝付兼英君 御説明ニ依リマシテ大體諒解致シマシタガ、組合ノ種類、或ハ組合ノ數其ノ他カラ考ヘマシテ、益此ノ組合ト云フモノノ重要性ト、其ノ何ト申シマスカ大キサト云フモノハ、段々大キクナツテ來ルト思ヒマスガ、斯ウ云フモノノ所謂取締監督ト云フヤウナコトヲ主體トサレテ居

サレル人間ノ方ニ十分ナ準備方御アリデゴ
ザイマスカ

○政府委員(東榮一君) 工業組合ノ監督指導ニ從事スル人ノ點ニナリマスト、私共正直ニ申シマシテ十分デアルトハ考ヘテ居リマセヌ、是ハ從來ト雖モ屢々増員ニ付テ考ヘルノデアリマスケレドモ、一方財政上ノ都合等モアリマシテ、ナカノ思フヤウニ参ラヌノデアリマスガ、唯併シ今回小組合制度ヲ設ケ、其ノ他監督ノ制度ヲ強化致シマシテ、此ノ工業組合法ヲ改正スルニ伴ヒマシテハ、相當豫算モ認メテ貰ヒマシタ、本省ノ方へ工業組合事務官四人、屬十人ノ増員ヲ認メラレマシタシ、ソレカラ各府縣ニ約七十人ノ判任官ノ増員ヲ認メテ貰ッテ居リマスカラシテ、相當ニ監督モ出來ルト思ヒマス

○男爵肝付兼英君 具體的ニ監督ニ當ラレル方々ノ資格ハ、ドウ云フ方々ガ當ラレマスカ
○政府委員(東榮一君) 今日迄工業組合ノ監督指導ノ任ニ當ツテ居リマス者ハ、矢張り商工事務官、ソレカラ商工屬、商工技師、商工技手ト云フヤウナ人ガ、商工本省ノ關係デハ當ツテ居ルノデアリマス、地方ニ於キマシテハ矢張リ地方事務官、ソレカラ府縣

廳ノ判任官ガ之ニ當ツテ居ルノデアリマス、

今回増員ヲ認メラレマシタ工業組合事務官ニ付キマシテハ、是ハ出來ルナラ之ヲ特別任用ニ致シマシテ、從來組合ノ監督其ノ他ニ十分経験ノアル者ヲ、之ニ任命シタイ積リデ居リマス

○男爵肝付兼英君 指導監督ト云フ問題ハ、相當此ノ業者ニ取ツテハ關係ノ深イコトデアッテ、サウシテ重大問題ト考ヘルノデアリマスガ、餘リニ監督ガ嚴ニ過ギマスト、發達スベキモノモ發達シナクナル例ガ屢々ゴザイマスシ、サウカト言ツテ餘リニ指導々々ト言ツテ行キ過ギマスト、ソヨニ又面白カラヌ問題ヲ屢々起シ易イノデ、非常ニ此ノ點ハ私ムカシイト考ヘマスガ、勿論ソレ等ノ實情ニ十分通ジタ堪能ナ方々ヲ御當ニナルコトハ勿論デアリマスガ、人格ノ上ニ正大ナ處置ヲ執ラレ得ルヤウナ、サウ云フ人々ヲ適當ナ地位ニ置カレルコトガ、此ノ仕事ヲ完全ニ遂行シテイラシヤル上ニ於テハ、當然必要ナコトダト思ツテ居ルノデアリマス、先般來役所ノ御仕事ノ上ニ於テ、

色々ナ面白カラヌ問題ヲ聞カサレテ居ル際デゴザイマスシ、旁々之ヲ實際ニ行ハレル上ニ於キマシテ、指導監督ノ直接ノ任ニ當ル

方ハ、其ノ邊ノ御考慮ヲ十分シテ戴クト共ニ、サウ云フ方々ノ立場ト云フモノヲ十分

何ト申シマスカ、安心シテ仕事ガ出來ルヤ

ウニ待遇スルト云フコトモ必要デヤナイカト考ヘラレマスガ、サウ云フ點ニ付テハドウ云フ御處置ヲ執ツテオイデニナリマスカ

○政府委員(東榮一君) 私共モ全然同様ニ考ヘテ居リマス、殊ニ此ノ工業小組合ト云フヤウナモノノ組合員ニナリマス業者ハ、

極ク小サナ業者デアリマスノデ、其ノ指導ト云フコトニ付テハ、十分深切ニ且公正ニ

ト云フコトニ付テハ、十分深切ニ且公正ニ

之ヲ指導監督シテ行カナケレバナラヌト考ヘテ居リマスノデ、ソレ等ノ點ニ付テ十分

其ノ任ニ堪へ得ル人ヲ選任シテ行キタイト

ハ約三千ゴザイマスガ、其ノ申シテ先程説明ノ時ニモチヨット申上げタノデアリマス

○男爵肝付兼英君 大體今度ノ制度ニ依リマシテ、此ノ小組合ト考ヘ得ルヤウナ範圍ト云フモノハ、數ノ上カラドノ位ノ御見込考ヘテ居リマス

○男爵肝付兼英君 我ガ國ニ於キマシテ

テ此ノ極ク小サナ工業者ニナリマスト、正確ナ統計ガゴザイマセヌノデ、正確ニ之ヲ申上ゲルコトハ出來ナイノデアリマスガ、

今迄ノ此ノ職業ノ調査、ソレカラ職工五人以上ヲ使用スル工場ニ付テノ商工省ノ工場

統計、ソレカラ東京市、名古屋市、大阪市スカ

等デ行ヒマシタ工業ニ關スル調査ト云フヤ

ウナモノカラ綜合推定致シマシタ所デハ、小組合ヲ組織スルニ適當ナ小工業者ト云フモノノ數ガ、約二十萬人乃至二十七八萬人ニ

ナリハシナイカトスウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、其ノ中デ現實ニ小組合ヲ組織シ得ルモノガ約二十萬人、若シクハ十五萬人乃至

二十萬人ノ程度デハナイカト、斯ウ云フ風ニ推定致シテ居リマス

○男爵肝付兼英君 現在中小工業者トシテノ、在來ノ使命ノ爲ニ結成サレテ居リマス

○政府委員(東榮一君) 現在工業組合ノ數工業組合ノ數ハ、ドノ位デゴザイマスカ

ノ、在來ノ使命ノ爲ニ結成サレテ居リマス

○政府委員(東榮一君) 現在工業組合ノ數ハ約三千ゴザイマスガ、其ノ申シテ先程説明ノ時ニモチヨット申上げタノデアリマス

ガ、物資ノ配給ヲ始メル以前ニ既ニ出來居リマシタ組合ガ九百餘、約千ニ近イノデアリマスガ、是ハ大體工業組合ノ當初ノ目

的ヲ以テ組織サレタ組合ト見テ宜カラウト存ジマス、其ノ後出來マシタ一千餘リノ組合ノ中デハ、寧ロ是ハ物資ノ配給ヲ主タル目的トシタ組合ノ方ガ多イノデハナイカト申上ゲルコトハ出來ナイノデアリマスガ、

考ヘテ居リマス

○男爵肝付兼英君 當初ノ組合ヲ千ト云フノハ、組合員トシテハ何人位入ッテ居リマ

○政府委員(東榮二君) 現在ノ工業組合ノ組合員數ニ付キマシテハ、資料ノ中ニ差上

ゲテゴザイマスガ、其ノ最初ノ九百幾ツノ組合ノ組合員數ニ付キマシテハ、今チヨット材料ヲ持ッテ居リマセヌカラ、後デ調べタ上デ申上ガタイト思ヒマス……只今ノ數字ガ分リマシタカラ申上ゲマスガ、約七萬七千ニ達シテ居リマス

種ノ中デ、所謂内地向ノ製品ヲ造ッテ居ル工業組合ト、輸出向ノ製品ヲ作ッテ居ル組合、ソレカラ軍需品ヲモ造ッテ居ル工業組合ハ、ドウ云フ比例ニナッテ居リマセウカ

○異爵肝付兼英君 私ノ質問ハ大體……
○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御質問
ハ……

退カナケレバ組合員ニナルコトガ出來ナイ、
個人トシテハナルコトガ出來ナイヤウニ御

コトニナリマス

話ガアリマシタガ、サウ云フヤウニ私ハ御
話ヲ承ッテ居ルノデアリマスガ、サウ致シマ
スト前ニ加入シテ居リマシタ組合ガ同ジ性
質ノモノデアレバ、ソレカラ良イテモ宜シ

イ譯デスケレドモ、目的ガ違テ居ル、前ノ
工業組合ナルモノハ營業ヲシ、利益ヲ圖ル
爲ノ組合デアル、今度入リマシタ小サイ組

合ト云フモノハ、先程カラ御話ガアリマシタヤウニ物資ノ供給ダト云フヤウナコトデアルト、性質ガ、目的ガ違ツテ居ルノデアリマスガ、ソレデモ矢張リ前ノ組合ニ入ツテ居ルコトハ出來ナイト云フヤウナ御意見デア

リマスカ、チヨット伺ヒタイト思ヒマス
○政府委員(東榮一君) 同ジ業種ノ組合デ
アレバ小組合ヲ作ッタ場合ニ、小組合トシテ

其ノ組合ニ加入致シマスカラ、個人トシテ

ハ脱退スルコトニナリマスガ、違ツタ事業ヲ

營ム組合デアリマスレバ、又個人トシテ別
一賛否ダ云々且今ニ且貰一ソニハノマ、

ナ資格元其ノ組合ニ組合員トシテ入ルニト
ガ出来レ積リデゴザイマス

○眞野文二君 少シ誇イヤウデスガ、當然

○此處之公文，一言以蔽之，即為「許可ヲ」。

受ケナケレバ這入レナイノデアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 許可ヲ受ケテ入ル

○眞野文二君 ソレカラモウ一ツ伺ヒタイ
ト思ヒマスガ、ソレハ同ジ性質ノモノデア
ルト云フト、今迄出來テ居ル組合ガ矢張リ
物資ヲ供給スル、配給ヲスルト云フヤウナ
コトデアリマスト云フト、自然大キイ組合
ヲ止メテ小サイ組合ニ變更スルト云フヤウ
ナコトガ起ツテ來ハシナイカト思ヒマス、例
ヘバ全國ノ物資ノ配給ヲスル一ツノ工業組
合ガアリマスノガ、今度小サイ組合ガ出來
マスルト云フコトニナレバ、各府縣トカ或
ハ其ノ地方々々デ組合ヲ作ツタ方ガ、或ハ配
給上便宜デハナイカ、サウスルト自然大キ
イ組合ヲ止メテシマッテ、小サイ組合ダケニ
變更スルト云フコトニナリハシナイカト思
ヒマスガ、其ノ邊ニ付テノ御意見ハ如何デ
アリマスカ、又ソレハ御許シニナル積リデ
アリマスカ

ナイカト思ヒマスガ、法規ノ上デハドウ
ナツテ居ルカ知レマセヌガ、實際ノ問題トシ
テハ、全國ノ聯合組合ニナツテ、サウシテ一
ツノ工業組合ヲ作ッテ居ルノハ、丁度今御話
ニナツタヤウナ風ニヤツテ居ルノデハナイ
カト思ヒマス、即チ代表者ヲ出シテ、聯合
ノ總會ト云フヤウナモノヲ開イテ、其處デ
配給ヲシテ、其ノ配給サレタ高ヲ持ッテ行ッ
テ、其ノ地方々々デ又分配スルト云フヤウ
ナコトニナツテ居ルヤウデアリマスカラ、サ
ウスルト自然今迄ノ工業組合ガ要ラナクナ
ルヤウニ思ハレマスガ、其ノ邊ヲモウ少シ
詳シク伺ヒタイ

○政府委員(東榮一君) 只今申上ゲマシタ
通り聯合會カラ其ノ所屬ノ各工業組合へ、
サウシテ其ノ工業組合ガ其ノ組合員ニ配給
ヲスルコトニナシテ居リマシテ、小組合が出
來マシテモ、小組合ハ工業組合ノ一員ニナ
ルノデアリマスルカラシテ、其ノ組合ヲ通
ジテ矢張リ物資ノ配給ヲ受ケルコトニナリ
マスカラ、物資ノ配給ノ關係カラ申シマス
レバ、小組合ニ入ッタ業者ハ、從來ハ組合員
トシテ其ノ組合カラ自分一人ダケノ分ヲ配
給ヲ受ケタノデアリマスケレドモ、今度ハ
小組合トシテ配給ヲ受ケルト云フコトニナ
ルダケデアリマシテ、他ノ方ニハ何等變更

ハゴザイマセヌ

○眞野文二君

少シ諄イヤウデスガ、マダ
私ノ諄解シ兼ネル點ガアリマスノデ、伺ヒ
タイノデアリマスガ、大キイ一ツノ組合ガ
アツテ、其ノ同ジ性質ノ小組合ガ澤山アルナ

ラバ只今ノ御説明ノ通りデスガ、若シ之ガ
ナイ場合デ、小組合バカリデアツタ時ニハ、
小組合ニ直接配給サセルト云フコトニナル
ノデアリマセウカ、サウスルトサウ云フ場
合ニハ矢張リ命令ヲシテ大キイ聯合會ヲ作
ラセル、斯ウ云フ御趣旨デアリマセウカ、
其ノ點ヲ一ツ…

○政府委員(東榮二君)

實際問題ト致シマ
シテハ、只今ノ御話ノヤウナコトハナイト
思ヒマスガ、若シサウ云フコトガアリマス
レバ、矢張リ小組合ヲ又組織シ直シマシ
テ、組合ヲ作ルト云フコトヲヤラセタイト
思ツテ居リマス

○眞野文二君

サウ致シマスト伺ヒマスノ
ハ、今迄一ツノ配給ノ大キイ聯合會ガア
ル、ソレガ便宜ノ爲ニ今度此ノ法案ニ依リ
マシテ小サイ組合ヲ地方々々ニ作ル、其ノ
時ニ大キイ組合ハ要ラナイカラ止メテシマ

フト云フコトハ御許シニナラナイデ、寧ロ
必要ダ、斯ウ云フコトノ御見解デゴザイマ
スカ

○政府委員(東榮二君) 現在工業組合ニ

入ッテ居リマス組合員ノ中カラ、其ノ組合ヲ脱
退シテ小組合ヲ作ルト云フヤウナ業者ハ、ソ
ンナニ非常ニ澤山ハアルマイト思ツテ居リ
マス、總數ト致シマシテハ相當ノ數ニ上リ

マシテモ、サウ云フ業者ガ小組合ヲ作ッタ
爲ニ工業組合ガ成立タスト云フヤウナコト
ハ、實際上ナイト存ジマス、又同ジ業種デ
アリマスレバ、小組合ヲ作リマシテモ、小
組合トシテ工業組合ニ入ルノデアリマスカ
ラシテ、工業組合ハ其ノ爲ニ組合員數ガ非
常ニ減リマシテ、立行カヌト云フヤウナコ
トハナイト存ジマスガ、萬一サウ云フ虞ノ
アルヤウナ場合ガゴザイマスレバ、是ハ矢
張リ命令ヲシテ、其ノ小組合ニ當該工業組
合ニ加入スルコトヲ命ズルコトモ出來ルコ
トニ相成ツテ居リマスカラ、サウ云フ風ニシ
テ行キタイト存ジテ居リマス

○眞野文二君 了解致シマシタ

○男爵肝付兼英君 今迄ノ物資配給デナイ

方ノ小組合デ、設立ヲ目論シテ失敗シタト
云フ實例ガアルノデアリマセウカ、アレバ
實例ヲ一ツ伺ツテ見タイト思ヒマス

○政府委員(東榮二君) チヨット今ノ御質
ガ…

○男爵肝付兼英君 最近ノ物資ヲ配給スル

目的ノ工業組合デナクテ、在來ノ中小工業
者ノ指導監督ヲ共同設備ニ依ツテヤツテ行ク
ト云フ工業組合ノ方デ、其ノ工業組合ヲ目

的トシテ設立シヨウトシテ出來ナカッタモ
ノ、或ハ設立シタケレドモ、何カノコトデ
ドウシテモ失敗シタト云フヤウナ例ガゴザ
イマスカ、アレバドウ云フ理由デサウ云フ
風ナコトガ起ルカト云フコトヲ伺ツテ見タイ
ヨウトシテ失敗シタト云フヤウナ例ハ餘リ

○政府委員(東榮二君) 工業組合ヲ組織シ
ト思ヒマスガ、全然其ノ組合ガソレガ爲ニ
續スルト云フコトガ無論出來ルコトダラウ
ト思ヒマスガ、全然其ノ組合ガソレガ爲ニ
解消シテシマッタト云フ實例モアルノデゴ
ザイマセウカ

○政府委員(東榮二君) 御承知ノヤウニ現
在ノ工業組合法ニ於キマシテハ、一般ニハ
其ノ役員ノ選任解任ニ付テ役所ガ干渉スル
コトニナツテ居リマセヌノデ、無論行政上ノ
處置トシマシテ是ハ十分指導ハ致シテ居リ
マスケレドモ、中ニハ一二例ト致シマシテ

ハ、工業組合ヲ理事者ガ補助金ヲ貰シテ、ソレ
ヲマアゴマカシタト申シマスカ、サウシテ
逃ゲテシマッタト云フヤウナ例ガアルサウ
デゴザイマス、併シサウ云フ例ハ餘リ澤山
テモ成功シナイデ止メテシマッタト云フ例
ザイマス

○男爵肝付兼英君 役所ガ寧ロ積極的ニ工
業組合ヲ組織スベク慇懃シ、サウシテ或程
度ノ共同設備迄出來上ツテ、而モ尙且ドウシ
テモ成功シナイデ止メテシマッタト云フ例
ハゴザイマセウ

○政府委員(東榮二君) 工業組合ヲ作リマ
シテ共同設備迄シマシテ、ソレガウマク行
カナカツタト云フ例ハ、絶無デハゴザイマセ
ス、併シナガラソレハ其ノ組合ノ經營方特
ニ惡カツタ、或ハ其ノ幹部ノ經營ノ方針ガ適
當デナカツタト云フヤウナコトノ爲ニ、サウ
云フ結果ニナツタ例ガ二三ゴザイマス

○男爵肝付兼英君 サウ云フヤウナ事例ノ

場合ニハ、其ノ人間ヲ換ヘルナラバ、又政
府ガ適當ニ援助スルコトニ依ツテ、ソレヲ繼
続スルト云フコトガ無論出來ルコトダラウ
ト思ヒマスガ、全然其ノ組合ガソレガ爲ニ
解消シテシマッタト云フ實例モアルノデゴ
ザイマセウカ

○政府委員(東榮二君) 御承知ノヤウニ現
在ノ工業組合法ニ於キマシテハ、一般ニハ
其ノ役員ノ選任解任ニ付テ役所ガ干渉スル
コトニナツテ居リマセヌノデ、無論行政上ノ
處置トシマシテ是ハ十分指導ハ致シテ居リ
マスケレドモ、中ニハ一二例ト致シマシテ

ハ、工業組合ヲ理事者ガ補助金ヲ貰シテ、ソレ
ヲマアゴマカシタト申シマスカ、サウシテ
逃ゲテシマッタト云フヤウナ例ガアルサウ
デゴザイマス、併シサウ云フ例ハ餘リ澤山
テモ成功シナイデ止メテシマッタト云フ例
ハゴザイマセウ

○男爵肝付兼英君 只今ノヤウニマア持逃
ゲシタノハ已ムヲ得ナイノデゴザイマスガ、
相當ナ共同設備迄シマシテ、ソレガ立腐

體ノ考ハ其ノ工業ヲ營ムニ付テノ工場、機械其ノ他ノ設備ヲ以テ之ヲ資本トシテ考へマシテ、其ノ設備ニ投ジマシタ資本金額ガ二萬圓以下デアレバ宜シイト云フ風ニシテ行キタイト考ヘテ居リマス

○大西虎之介君 例ヘテ申シマスナラバ、輕合金トカ、「セミスチール」ヲ造リマスニハ、増塙デヤッテ居リマスガ、此ノ増塙ト申シマスモノハ非常ニ建設費トシテ安イノデアリマスガ、之ニ依ッテ出來マス製品ハ相當ナ價格ニナリマスノデ、建設費ヲ二萬圓ト限定ニナリマスト、實際ニ扱フ金額ハ或ハ一箇月ニ七萬圓モ八萬圓モ、或ハ十萬圓ヲ超スト云フ扱ヒガ出來ルコトニナラウト思範圍ノ中ニ御入レニナルノデセウカ

○政府委員(東榮一君) 大體今ノ所デハ二萬圓ヲ最高トスル積リデアリマシテ、其ノ以下ニ段階ヲ設ケルコトハ考ヘテ居マリセヌノデスガ、併シ實際ノ運用ニ當リマシテハ、著シク所謂小工業ノ範圍ヲ脫シテ居ルヤウナモノガ組合ヲ作ルト云フ場合ニハ、之ヲ許可スルニ當リマシテ相當手心ヲ加ヘルト云フコトモ出來ルト存ジマスノデ、サウ云フ特殊ナ場合ニハ實際ノヲ許可スル場合ニ考ヘタイト思シテ居リマス

○大西虎之介君 尚モウ一度伺ッテ置キタノデゴザイマスガ、例ヘバ最初此ノ小工業者ト認定サレマシテ、小組合ノ組合員ニナリマシタ場合ニ、半月ナラ、一年ナラ一年經チマス中ニ、サウ云フ利益ノ多イモノモアリマスノデ、當局ノ御考ヘニナッテ居ル二萬圓ト云フモノヲ遙カニ突破シタ資本金額ニナルモノガ出來テ來ルノデヤナイカト思ヒマスガ、サウ云ッタ場合ニハ其ノ小組合ヲ有效ナリトシテ、其ノ組合員ヲ御認メニナルノデセウカ

○政府委員(東榮一君) 御説ノヤウナ場合モアリ得ルト存ジマス、併シサウ云フ場合ニ資本金ガ二萬圓ヲ超エタカラ、直グニ資格ガナイト云フコトデ組合ヲ脫退スルト云フコトニナリマシテモ、實際ノ運用上困ルト存ジマスノデ、是ハ實際上ノ問題ト致シマシテ、或程度超過致シマシテモ、暫ク是バ皆報告ガ參リマスカラ、其ノ時ハ全部判明致シマス

○男爵肝付兼英君 御配付ヲ戴キマシタ参考資料ノ統計ノ中ニ、昭和十四年一月三十日現在全國工業組合概要ト云フ一番オ終ヒノ頁ニ、備考トシテ「右ノ内組合員數不明組合員百六十九、出資總額不明組合五十

○大西虎之介君 尚モウ一度伺ッテ置キタノデゴザイマスガ、例ヘバ最初此ノ小工業者ト認定サレマシテ、小組合ノ組合員ニナリマシタ場合ニ、半月ナラ、一年ナラ一年經チマス中ニ、サウ云フ利益ノ多イモノモアリマスノデ、當局ノ御考ヘニナッテ居ル二萬圓ト云フモノヲ遙カニ突破シタ資本金額ニナルモノガ出來テ來ルノデヤナイカト思ヒマスガ、サウ云ッタ場合ニハ其ノ小組合ヲ有效ナリトシテ、其ノ組合員ヲ御認メニナルノデセウカ

○政府委員(東榮一君) 此ノ調ハ今年ノ一月三十一日現在ノ調デゴザイマシテ、其ノ當時ノ組合數ハ是ダケハツキリ分ッテ居ルノデアリマスガ、其ノ組合デ割ニ最近ニ出來タ組合ニナリマスト、其ノ組合員數が何人デアルカ、出資總額ガ幾ラデアルカ、又拂込濟出資額ガ幾ラデアルカト云フコトニ付テ、報告ガ間ニ合ハナカッタ組合ガ相當ニゴザイマスノデ、ソレガ不明ト云フコトデ此處ニ載ッテ居リマス、是ハ時日ガ經チマスレバ皆報告ガ參リマスカラ、其ノ時ハ全部判明致シマス

○男爵肝付兼英君 了承致シマシタ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 若シ御質疑ガ御アリニナリマセヌケレバ、今日ハ此ノ程度ニ致シマシテ、明日午前十時カラ……

副委員長	眞野 文二君	委員
公爵桂 廣太郎君	子爵井上匡四郎君	子爵大河内正敏君
子爵保科 正昭君	男爵伊藤 一郎君	男爵松田 正之君
男爵伊藤 一郎君	根津嘉一郎君	加藤敬三郎君
磯貝 浩君	松本勝太郎君	小野 耕一君
大西虎之介君		
政府委員		
陸軍砲兵大佐 中西 貞喜君		
商工政務次官 今井 健彦君		
商工省工務局長 東 榮一君		
商工省鑛山局長 小金 義照君		
商工書記官 山本 茂君		
海軍中佐 後藤光太郎君		
商工技師 杉村 盛一君		

一、拂込濟出資額不明組合五十一、年產額出席者左ノ如シ
委員長 伯爵橋本 實斐君

昭和十四年三月二十六日印刷

昭和十四年三月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局